

新たな総合計画策定に向けた 提言書

厚木市第10次総合計画市民検討会議



目次

はじめに	1
ありたい姿	2
部会別提言	5
子育て・教育部会	11
福祉・保健部会	29
産業・まちづくり部会	43
環境・河川部会	61
資料編	79

はじめに

私たち、「厚木市第10次総合計画市民検討会議」は、市民協働により策定する第10次厚木市総合計画におけるまちづくりの方向性について検討するため、公募市民及び各関係団体の代表等で組織し、将来の厚木市のあるべき姿について熱く検討を重ねてきました。

検討に当たっては、子育て・教育、福祉・保健、産業・まちづくり、環境・河川の4部会に分かれ、担当する分野を中心として、分野横断的に検討を進めてきました。

検討する視点としては、総合計画の計画期間が2021年度から12年間の長期計画であることから、市の現状と課題の把握にとどまらず、未来のあるべき姿を起点にして「何をすべきか」を考える「未来志向型」思考により、市のまちづくりの方向性について検討を進めてきました。

この度、各部会での検討を経て、本市の目指すべき将来の方向性をまとめましたので、厚木市長へ「提言」いたします。

この「提言」は、市民の声として作成したものであり、第10次厚木市総合計画の策定に活用していただくとともに、ワークショップ等市民参加の場での意見等も踏まえ、厚木市が、活気と幸せが満ちあふれ、誰もが希望と生きがいを持てる住みたいまち日本一を目指し、チャレンジし続けるまちとなることを願ってやみません。

令和元年12月25日

厚木市第10次総合計画市民検討会議 委員一同

2032年のありたい姿

活気と幸せが満ちあふれ、
誰もが希望と生きがいを持てる
住みたいまち日本一を目指し、
チャレンジし続ける厚木

私たち厚木市第10次総合計画市民検討会議は、2021年度からスタートする「第10次厚木市総合計画」の策定を市と共に進めるために設置され、2032年の理想的な厚木の姿を実現するための検討を行ってきました。

厚木市を取り巻く社会環境は、少子高齢社会の進展、人口減少社会の到来、大規模災害発生の危惧のほか、情報通信技術やIoTの普及など、目まぐるしく変化し続けています。

これらの社会環境の変化に対応していくためには、市民と市が手を携え、将来を見据えたまちづくりを共に進めていくことが重要です。

そのためには、市民相互がつながり、地域力を高めることが望まれます。市民一人ひとりが地域の一員であることを再認識し、自分たちのまちは自分たちでつくるとの思いを持ち、人とのつながりを大切に育み、地域活動を活性化させることを通じて、生きがいや幸せがあふれる、誰一人取り残さないまちを実現できると確信しています。

現在進められている新たな産業拠点の創出や道路、中心市街地の整備など、厚木市は今も大きく変わり続けています。市には、これらの都市基盤の強みをいかし、将来にわたって活力ある持続可能な、厚木らしい個性が輝き続けるまちづくりを期待します。

先人が守り育ててきた豊かな自然環境、高い産業集積度、交通の要衝という魅力ある資源を最大限にいかし、市民が誇りと愛着を持てるまちの実現に向け、「活気と幸せが満ちあふれ、誰もが希望と生きがいを持てる住みたいまち日本一を目指し、チャレンジし続ける厚木」こそ、私たちの理想とするまちの姿です。

第10次厚木市総合計画の計画期間である2032年を越えて、厚木市のまちづくりは続いていきます。住みたいまち日本一の実現に向け、市民と市が共にチャレンジし続けていくことが、その先の希望に満ちた、理想的な未来へとつながっていくものと信じています。

部会別提言

部会名	検討分野
子育て・教育部会	子育て、教育
	生涯学習、文化、スポーツ
福祉・保健部会	福祉、保健、医療
	安心・安全、防災
産業・まちづくり部会	産業、都市、労働
	道路・交通
環境・河川部会	環境、河川
	観光

提言の体系

■子育て・教育部会

地域で子どもが育つまちの実現	1 地域コミュニティの再生	(1) 地域の高齢者による子育て支援の促進 (2) みんなで見守る安心・安全な子育て環境の整備 (3) 地域での祭りなど、多世代が交流できる場づくり
	2 気持ちを育む教育の実施	(1) 失敗を恐れずに挑戦できる環境づくり (2) 子どもの希望とやる気を引き出す志教育の充実 (3) 自主性・自己肯定感を育む自立教育の展開
	3 企業と連携した子育て・教育支援の充実	(1) 企業の子育てへの理解を促進 (2) 企業の特徴をいかした講座の充実 (3) 先端技術に触れられる機会の充実
子どもが夢と希望をかなえられるまちの実現	1 夢と希望に向かって挑戦できる環境づくり	(1) 誰でも自由に参加できる各種教室の充実 (2) 特色ある学校や魅力ある授業などの選択肢の拡充 (3) 様々な職業に触れられる機会の充実
	2 尊敬できる人と出会える場づくり	(1) 自分を導いてくれるメンターなどとの出会いを支援 (2) 世界のスペシャリストやプロなどによるセミナーの開催 (3) 地域にいるプロや経験者との交流
	3 すべての子どもが等しく教育を受けられる制度づくり	(1) 給付型奨学金制度の充実 (2) 各家庭の状況に合わせた経済的・質的支援の充実
一人ひとりに合わせた最高の教育があるまちの実現	1 高度専門教育の提供	(1) 国内外の最高なプロフェッショナル教育者による教育環境の向上 (2) 勉強・スポーツ・芸術などを強化した特色ある学校づくり (3) 専門分野、最先端を継続して学べる場の創出
	2 地域での学習支援の充実	(1) 元教諭や地域の人による教育支援 (2) 子どもの疑問や質問に最適な答えを返せる体制の確立 (3) 公共施設を活用した自習環境の充実
	3 英語教育の推進	(1) 幼児期から英語教育を受けられる場の充実 (2) 全科目の授業を英語で行う語学専門クラスの設置 (3) 国際色豊かな子どもを育てる取組の推進
本物と出会えるまちの実現	1 最高峰と出会える環境づくり	(1) 最高峰の技術を体感できる機会の提供 (2) 最高峰を呼び込む制度づくり (3) 文化施設を活用した文化・芸術の振興
	2 人が集まる仕組みづくり	(1) 魅力の創造 (2) 出かけたくなるイベントの実施 (3) 市内外に向けた効果的な情報発信
	3 「やってみたい」が実現できる環境づくり	(1) きっかけをつくる場の整備 (2) 眠っている気持ちを引き起こす環境づくり (3) 大学・企業との連携

■福祉・保健部会

「福祉」 = 「幸せ・安心感」が得られるまちの実現	1 福祉ニーズとサービスをつなぐ仕組みづくり	(1) 「福祉」に親しみやすい環境づくり
	2 地域におけるつながりの強化	(1) 誰もが気軽に交流できる場づくり (2) 世代間交流の促進 (3) 人をつなぐ（“おせっかい”な）人の育成 (4) 互いに助け合える「お互い様」のコミュニティづくり (5) 参加したくなる交流企画の立案
	3 相互理解と人権尊重の仕組みづくり	(1) 認知症や障がいへの理解促進 (2) 成年後見制度の周知
	4 支え手を増やす仕組みづくり	(1) 支え手が活躍できる仕組みづくり (2) 次代の支え手（福祉に携わる職、ボランティア）づくり (3) ボランティア（有償・無償）の育成
予防医療の進んだまちの実現	1 健診・検診の充実	(1) フレイル（虚弱）チェックの実施 (2) 検診受診率の向上に向けた取組 (3) 気軽に受けられる簡易な健康診断の実施
	2 「自らの健康は自分でつくる」取組へのサポート	(1) ICTを活用した健康管理の見える化 (2) 健康に対する意識啓発の充実及びイベントの開催 (3) 生活習慣改善に対する取組 (4) 未病センターの充実
	3 精神的健康の維持・増進に対する取組	(1) 心の健康に対する取組 (2) 自殺防止に対する取組
	4 情報提供の充実	(1) 健康に対する相談窓口情報の提供・周知の徹底
	5 適切な医療が受けられる体制づくり	(1) 医療レベル（技術・機器）の向上 (2) 病院や診療所などをネットワークでつなぐ仕組み
	6 地域や企業における取組	(1) 単身世帯者に対する見守り (2) 企業の従業員に対する健康増進への取組の充実
誰もが安心・安全に暮らせるまちの実現	1 消費者を守る取組の強化	(1) 悪質商法等に対する取組
	2 防犯対策の強化	(1) 防犯カメラの設置、増設 (2) 関連機関による見回りの強化
	3 災害対策・防災の強化	(1) 浸水対策等災害時のリスク軽減への取組 (2) 災害時に確実に届く情報提供、周知の徹底、関係機関における共有 (3) 要配慮者に対する支援の強化 (4) 地域における災害対応力の強化 (5) 「自分の命は自分で守る」という防災意識の啓発及び支援
	4 交通安全対策の強化	(1) 安心して歩くことができる歩行空間の整備 (2) 地域での交通安全見守り体制の強化

■産業・まちづくり部会

話題になる魅力あるまちの実現	1 個性と意欲があふれるまちづくり	(1) 企業誘致と起業の推進 (2) 誘致企業と市内企業のマッチングの推進 (3) 厚木で起業することのメリットの発信強化 (4) 事業承継への継続的な機会の提供
	2 ここにしかないモノがあるまちづくり	(1) 他都市との差別化・魅力づくりの推進 (2) 空き家、空き店舗を活用した場の提供 (3) 個性ある取組を応援する仕組みづくり
	3 市民がまちを作る・参加型まちづくり	(1) 商店街という『強み』をいかしたまちの個性の創出 (2) 来訪者を確実にまちなかへつなく取組の推進 (3) 企業の外国人社員へのおもてなしの強化
人・企業にとって魅力あるまちの実現	1 キラキラとしたものがあるまちづくり	(1) 立ち寄りたい、通って帰りたいまちの創出 (2) 空き店舗が活用されるまちの創出
	2 人にとって魅力あるまちづくり	(1) 道路に電柱、放置自転車のない空間のあるまちづくりの推進 (2) 暮らしの多様化に配慮したコンパクト・プラス・ネットワークの推進 (3) 愛甲石田駅周辺の都市機能の充実 (4) 今あるものを活用するリノベーションまちづくりの推進
	3 企業にとって魅力あるまちづくり	(1) 産業拠点を起点とした産業の活性化
誰もが働きやすいまちの実現	1 外国人労働者の雇用環境の整備	(1) 経営者への雇用ノウハウの提供 (2) 交流の場の提供、日本人を交えたコミュニティづくりの推進 (3) 労働環境の向上に向けた支援 (4) 外国人を含めた技能集団づくり (5) 外国人労働者の定住促進
	2 生涯現役社会の実現に向けた取組	(1) 高齢者の就労環境の整備 (2) 市内大学との連携による「働くための」リカレント教育の推進
	3 障がい者が働きやすいまちの実現	(1) 事業主のイメージアップ、メリットに繋がる施策の推進 (2) 企業に対する制度等の情報発信の強化
	4 女性の就労環境の充実	(1) 働きながら子どもと一緒に昼食が取れるまちづくり (2) 復職支援の充実 (3) 在宅勤務支援の推進（テレワーク+託児）
	5 若者が働きたいまちづくり	(1) インターンシップを通じた市内企業への就職支援の強化 (2) 立ち寄りたい、通って帰りたいまちの創出
	6 技術・技能の育成強化	(1) 若年有資格者の育成支援の推進
道路・交通体系の最適化の実現	1 効率的な道路の整備	(1) 高規格幹線道路を最大限にいかした道路計画の策定 (2) 幹線道路のネットワーク化 (3) 人口減少・車両減少を見据えた道路網の検討 (4) タクシー乗り場、バス乗り場の「整理」 (5) 中心市街地へのアクセス改善に向けたバス専用レーン整備の推進 (6) 地域の実態に合った道路の活用 (7) 既存道路の効率化の推進
	2 産業を支える道づくり	(1) 産業拠点へ向けたアクセスの強化 (2) 広域との交流・連携を促進する交通ネットワークの構築
	3 市民の安全を守る道づくり	(1) 安全な歩行空間の確保 (2) 駅周辺の歩行者と自動車の動線の最適化 (3) バリアフリー化の徹底 (4) 信号機の適正化 (5) トラック、バスの大型化に対応した交差点の整備 (6) 生活道路の安全確保の強化
	4 新たな価値観の創出	(1) カーシェアリングの本格的な研究・推進 (2) 自動車に頼らない移動手段の検討
	5 チャレンジへの積極的なサポート	(1) 自動運転など最先端技術の実験都市の実現 (2) 新交通システムへの積極的な取組 (3) 自動運転化に備えた道づくり
	6 誰もが移動しやすいまちづくり	(1) 循環型バス、コミュニティ交通の整備によるすべての世代の「足の確保」

■環境・河川部会

温暖化対策と地球にやさしい社会の実現	1 再生可能エネルギーの導入促進	(1) エネルギーミックスに向けた再生可能エネルギーの導入 (2) 公共交通機関等における環境負荷の低減
	2 環境負荷の少ない生活の普及・促進	(1) S D G s 目標13 (気候変動)の取組の普及 (2) L E D照明、環境にやさしい素材の導入促進 (3) 地球にやさしい生活の推進
	3 パートナーシップによる環境教育の推進	(1) 家庭や地域における環境教育の充実 (2) 小中学校におけるエコスクールの取組 (3) 事業者と行政の連携によるS D G s の普及
ごみの減量と市民・事業者の意識向上の実現	1 ごみの減量に向けた取組	(1) プラスチックごみの減量化に向けた取組 (2) ごみの減量に向けた分別・収集方法の構築 (3) 食品ロスの削減に向けた取組
	2 リユース・リサイクルの推進	(1) 地域・事業者への普及・啓発 (2) リユースの更なる普及促進 (3) リサイクルの拡大に向けた取組
	3 市民・事業者の意識向上に向けた取組	(1) 3Rの推進に向けた市民意識の醸成 (2) ごみの分別と出し方のマナー向上に向けた取組 (3) 包装簡略化の普及・啓発
里山・緑地・農地・河川の保全と利活用の実現	1 自然との共存・共生	(1) 水域生態系の保護に向けた取組 (2) 森林の保全・再生に向けた取組 (3) 生物多様性の維持に向けた啓発・対策
	2 公園・緑地の整備と農地の利活用	(1) 市民が憩える公園の整備 (2) 良好な緑地空間の保全 (3) 遊休農地の積極的な活用
	3 河川とふれあえる環境づくり	(1) 子どもが遊べる水辺の整備 (2) 河川等の水質保全に向けた取組 (3) 国・県と連携した治水対策への取組
観光資源の創出と積極的な活用の実現	1 観光資源の活用と創造	(1) 自然資源を活用した観光振興 (2) 歴史資源をいかした新たな観光づくり (3) 観光資源の創出に向けた環境整備 (4) 持続可能な観光業の促進 (S D G s 目標8 関連)
	2 観光情報の積極的な発信	(1) インバウンド観光客に向けたP Rの強化 (2) 身近な観光資源の認知度アップに向けた取組 (3) あつぎの観光応援ファンドの創設
	3 広域観光連携の促進	(1) 近隣自治体と連携した観光振興 (2) 観光資源のつながりによる新たな連携づくり

子育て・教育部会

子育て・教育分野

- ・ 地域で子どもが育つまちの実現
- ・ 子どもが夢と希望をかなえられるまちの実現
- ・ 一人ひとりに合わせた最高の教育があるまちの実現

生涯学習、文化、スポーツ分野

- ・ 本物と出会えるまちの実現

子育て、教育分野

地域で子どもが育つまちの実現

核家族化やライフスタイルの多様化が進み、子育てに係る課題はより複雑になっています。また、地域の間関係が希薄化し、世代を超えて交流する機会が少なくなっています。このような中、行政主導の制度面からの支援のみでは、十分に子育て世帯の不安や悩みを解消することは困難になりつつあります。そのため、家庭だけではなく、地域全体で子どもの健やかな育成に取り組むことが大切です。

地域コミュニティを再生するには、日頃から近所付き合いの親密化を図り、地域のつながりを強化することが重要です。地域全体が子育てに関する理解を養い、地域で子どもが育つ土壌を作ることが求められます。高齢者の長年培ってきた経験や知識をいかすことで、支援者の確保などにつながり、子育て世帯をサポートする取組が望まれます。そのためには、地域で祭りを開催するなど、多世代が交流できる場を設けることが大切です。

子どもたちの健やかな成長を促すには、家庭や学校の学習環境を整備するだけではなく、子どもたち自身の心を育むことが重要です。そのためには、失敗を許容する環境をつくり、未来を担う子どもたちの希望とやる気を引き出す志教育や、自主性・自己肯定感を育む自立教育の推進が求められます。

また、企業を含め社会全体で子育て支援に取り組むことによって、より総合的な地域サポート体制の構築が期待されます。出産・育児に不安や悩みを抱える親世代にとって、子どもを産み育てやすい就労環境の実現には、企業内の出産・育児に対する理解促進が必要不可欠です。このほか、企業のボランティア活動を促進することで、企業資源をいかした最先端技術に触れられる機会が充実するなど、めまぐるしく変容する時代の流れに対応できる次代の子どもたちをまち全体で育てていくことが大切です。

提言の柱

1 地域コミュニティの再生

- (1) 地域の高齢者による子育て支援の促進
- (2) みんなで見守る安心・安全な子育て環境の整備
- (3) 地域での祭りなど、多世代が交流できる場づくり

2 気持ちを育む教育の実施

- (1) 失敗を恐れずに挑戦できる環境づくり
- (2) 子どもの希望とやる気を引き出す志教育の充実
- (3) 自主性・自己肯定感を育む自立教育の展開

3 企業と連携した子育て・教育支援の充実

- (1) 企業の子育てへの理解の促進
- (2) 企業の特徴をいかした講座の充実
- (3) 先端技術に触れられる機会の充実

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



子育てまちの実現



子育て、教育分野

子どもが夢と希望をかなえられるまちの実現

インターネットの普及等により、子どもたちは常日頃から多種多様な情報入手しやすい環境に置かれています。しかし、情報量の多さにより、表面的な情報だけで知った気になり、実際に体験するまでに至らない状況があると考えます。また、保護者についても、出回っている情報を鵜呑みにし、知らず知らずのうちに子どもたちの夢や希望を抑止している可能性があります。子どもたちが夢や希望を抱く環境をつくるには、一人ひとりの個性を理解し、認め合い、子どもと大人が一緒になって夢を語り合うまちにすることが大切です。

そのためには、子どもたちが秘めている可能性を引き出し、子どもたちの選択肢を広げるための取組が求められます。

挑戦できる環境づくりでは、実際に体験できる場を提供することが望まれます。誰でもいつでも自由に参加できる各種教室の実施や、魅力ある授業を選択して受講できる制度、様々な職業を見学・体験できる機会を充実させることが求められます。

また、子どもの頃の出会いは、人生に多大な影響を与えることから、尊敬できる人や憧れる人と出会う機会をつくることが重要です。実際に経験・体験してきた人から、直接話を聞くことや指導を受けることは、何事にも代えがたい経験です。世界で活躍する人たちとの触れ合いはもちろんですが、身近にいるプロや経験者も人生の先生です。子どもたちが悩んだり迷ったりしたときに支えになるメンター（指導者）との出会いの場をつくることが望まれます。

さらに、各家庭の経済状況等の影響により、子どもたちが夢や希望を諦めるようなことがあってはなりません。全ての子どもたちが平等に教育を受けられるよう、給付型奨学金制度や各家庭の状況に合わせた支援を充実させることが望まれます。

これからの未来を担う全ての子どもたちが夢と希望を持ち、親だけでなく地域の大人たちが一緒になって、夢と希望の実現に向けて挑戦し続けられる環境をつくるのが、将来の厚木市の発展に欠かすことができないものだと考えます。

提言の柱

1 夢と希望に向かって挑戦できる環境づくり

- (1) 誰でも自由に参加できる各種教室の充実
- (2) 特色ある学校や魅力ある授業などの選択肢の拡充
- (3) 様々な職業に触れられる機会の充実

2 尊敬できる人と出会える場づくり

- (1) 自分を導いてくれるメンターなどとの出会いを支援
- (2) 世界のスペシャリストやプロなどによるセミナーの開催
- (3) 地域にいるプロや経験者との交流

3 すべての子どもが等しく教育を受けられる制度づくり

- (1) 給付型奨学金制度の充実
- (2) 各家庭の状況に合わせた経済的・質的支援の充実

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



かなえられるまちの実現



子育て、教育分野

一人ひとりに合わせた最高の教育があるまちの実現

一人ひとりに合わせた最高の教育とは、子ども一人ひとりが自分の進みたい道を選択できる環境があることだと考えます。選択できる幅を広げ、勉強だけでなく、様々な生き方までも学べるような教育環境を整えることが求められます。

子どもたちの気持ちを大切に、個性を埋もれさせることなく、伸ばしていくには、一人ひとりに寄り添い、共に歩いていくことが大切です。

子どもたちの個性や得意分野を伸ばすためには、それぞれに合った高度専門教育を提供することが望まれます。学問の質を世界的に高められる人材を確保することによる教育環境の向上、勉強やスポーツ、芸術等の特定の分野を強化した特色ある学校づくりを進めるほか、専門分野や最先端を継続して学べる場を創出することが望まれます。

また、学校以外での教育支援を充実させるため、地域の大学生や元教諭などがサポートする体制を確立するなど、より一人ひとりの進捗に合わせた学習環境を整えることが望まれます。このほか、学習面だけでなく、地域のプロフェッショナルや高齢者等から様々な事柄について、指導・支援を受けられる場をつくることにより、夢実現に向けたサポート体制が図られると期待できます。活動を推進するためには、公共施設を活用し、いつでも誰でもどんなことでも自主学習できる環境を充実させることが求められます。

さらに、グローバル化の進展により、外国語によるコミュニケーション能力の向上は様々な場面で必要とされることが予想され、世界共通語である英語の重要性がますます高まっています。そうした中、学習指導要領が改定され、2020年度から外国語活動の授業が小学3年生まで引き下げられるなど、対応が図られていますが、さらに国際感覚を身に付けた人材を育成することが重要です。幼児期から英語教育を受けられる場を充実させたり、英語で授業を行う語学専門クラスを設置したりすることで、国際色豊かな子どもたちが育ち、世界から注目されるまちになると考えます。

提言の柱

1 高度専門教育の提供

- (1) 国内外の最高なプロフェッショナル教育者による教育環境の向上
- (2) 勉強・スポーツ・芸術などを強化した特色ある学校づくり
- (3) 専門分野、最先端を継続して学べる場の創出

2 地域での学習支援の充実

- (1) 元教諭や地域の人による教育支援
- (2) 子どもの疑問や質問に最適な答えを返せる体制の確立
- (3) 公共施設を活用した自習環境の充実

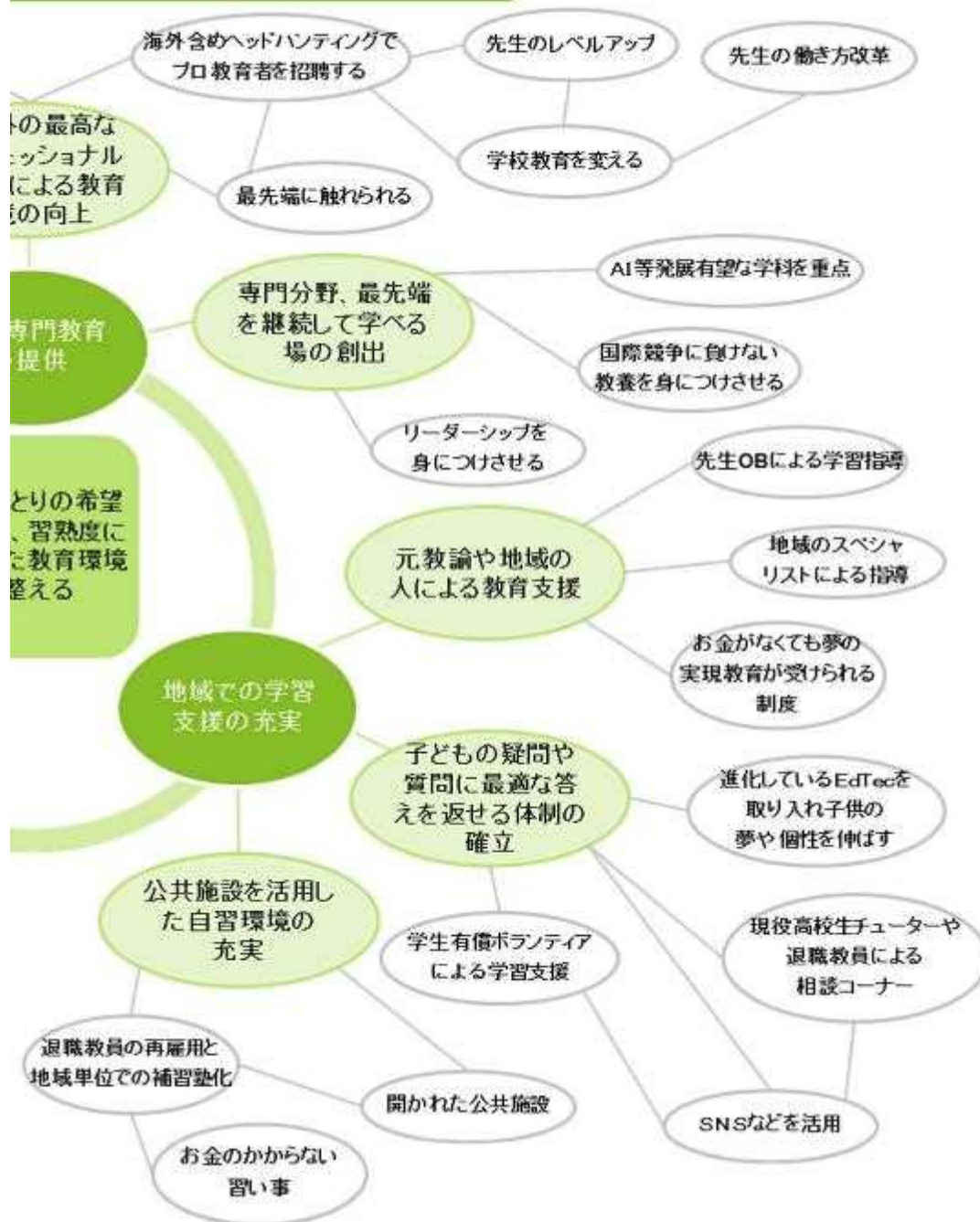
3 英語教育の推進

- (1) 幼児期から英語教育を受けられる場の充実
- (2) 全科目の授業を英語で行う語学専門クラスの設置
- (3) 国際色豊かな子どもを育てる取組の推進

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



高の教育があるまちの実現



生涯学習、文化、スポーツ分野

本物と出会えるまちの実現

人の成長においては、最高峰の人・物・文化と触れ合い、五感に刻まれる経験や感覚に訴える経験など、実際に体験することが重要です。そのためには、最高峰を直接体感できる機会を増やすとともに、人が集まる魅力的な場所の創造や、イベントの実施などに積極的に取り組んでいくことが求められます。

最高峰と触れ合うためには、最高峰の人たちの移住を支援するなど、最高峰を呼び込む制度づくりが求められます。最高峰の技術を学べる仕組みをつくるほか、世界大会の開催を誘致するなど、間近で体感できる場の創出が望まれます。また、新たに文化施設を造ることは困難ですので、あつぎ郷土博物館を活用するほか、市外にある美術館や博物館などの利用を補助することが求められます。

人が集まるまちにするためには、今あるものを活用するだけでなく、新たな魅力の創造やイベントの実施、それらを効果的に情報発信することが大切です。市民と行政の協働により、埋もれてしまっている歴史や文化などを再生させ、新たな地域資源を生み出すほか、誰でも伝統芸能を経験・体験できる場を設け、伝統芸能を継承する仕組みづくりが望まれます。また、一年を通じてスポーツや文化等に関するイベントを実施するとともに、芸術系コンテストを実施し、次代を担う人材を発掘することが望まれます。

継続的に文化やスポーツを振興していくには、最高峰に触れる機会を創出するだけでなく、自ら「やってみたい」と思える環境づくりが重要です。生涯チャレンジし続ける気持ち呼び起こす仕組みづくりや、世代を超えてチャレンジするきっかけを作る場の整備、大学や企業との連携を通じた文化・生涯学習・スポーツの振興を図ることが望まれます。

提言の柱

1 最高峰と出会える環境づくり

- (1) 最高峰の技術を体感できる機会の提供
 - ア 日本一や世界一経験者、プロフェッショナルと触れ合う機会の充実
 - イ 世界で活躍する人から技術を学べる仕組みづくり
 - ウ 世界大会の開催など、間近で体感できる場の創出
- (2) 最高峰を呼び込む制度づくり
 - ア 世界の専門家に対する移住優遇制度の創設
 - イ ジャズや大道芸など、イベントの専門家の移住の支援
- (3) 文化施設を活用した文化・芸術の振興
 - ア あつぎ郷土博物館を活用した郷土文化の普及
 - イ 他自治体の美術館や博物館などの利用補助
 - ウ 郷土料理の普及

2 人が集まる仕組みづくり

- (1) 魅力の創造
 - ア 埋もれてしまっている歴史や文化などの再生
 - イ 経験や体験を通じた伝統芸能の継承
- (2) 出かけたくなるイベントの実施
 - ア 魅力的なイベントの実施
 - イ 芸術系コンテストの実施
 - ウ 1年を通じてスポーツ・芸術・芸能に関するイベントの実施
- (3) 市内外に向けた効果的な情報発信
 - ア マーケティング、プレスリリース活動の活性化
 - イ 市内のプロの情報発信とマッチングの支援
 - ウ インターネットを活用した多角的な広報活動

3 「やってみたい」が実現できる環境づくり

- (1) きっかけをつくる場の整備
 - ア 学校や地域でのチャレンジできる場の充実
 - イ プロや有名アーティストとの交流の場づくり
 - ウ 世代を超えて好きなことを発見できる教室の開設
- (2) 眠っている気持ち呼び起こす環境づくり
 - ア 好奇心を向上させる仕組みづくり
 - イ 五感を刺激する体験の充実
 - ウ 一人ひとりの意識の改革
- (3) 大学・企業との連携
 - ア 大学と連携した文化・生涯学習・スポーツ活動の場の提供
 - イ 企業（社会人）による支援の仕組みづくり

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



えるまちの実現



福祉・保健部会

福祉分野

- ・「福祉」 = 「幸せ・安心感」が得られるまちの実現

保健分野

- ・予防医療の進んだまちの実現

安心・安全、防災分野

- ・誰もが安心・安全に暮らせるまちの実現

福祉分野

「福祉」＝「幸せ・安心感」が得られるまちの実現

団塊の世代が75歳を迎える2025年問題など老年人口の急速な増加を見据え、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、厚木市で推進されている「地域包括ケア社会」の実現に向けた取組を着実に継続して進めることが望まれます。

「福祉」は、特別な人に対して必要とされる言葉ではなく、全ての市民が関わる言葉であるという認識から、「誰一人取り残さない」視点で、誰もが「幸せ・安心感が得られる」まちの実現を目指すことが望まれます。

「幸せ・安心感が得られる」まちの実現には、サポートを必要とする人が必要なときに、支えとなる人やサービスにつながるができる仕組みが大切です。そのためには、相談窓口の認知度の向上や、SNS等を活用した相談の受付など、日頃から「福祉」に親しみやすい環境づくりが求められます。

また、人との交流やふれあいが「幸せ・安心感」につながることから、日頃から互いに助け合える「お互い様」が育まれる地域コミュニティづくりが大切です。地域コミュニティをつくるためには、空き家等を活用し、子ども、高齢者、障がい者、外国籍市民など、すべての人がいつでも気軽に交流できる場づくりが求められます。また、参加したくなるような企画を立案することや、人との関係を円滑にする、「人をつなぐ（“おせっかい”な）人」の育成など、地域における人のつながりを強くすることが重要です。

超高齢社会の現在、そして未来に向けて、ますます想定される「支え手」の不足についての取組も「幸せ・安心感」の得られるまちの実現にとっては重要です。「支え手」を増やすためには、職業として支える人、ボランティアとして支える人の双方がやりがいを持って活躍できる環境づくりが望まれます。

ボランティアの育成については、無償だけではなく活動経費の一部支給等を行う有償ボランティアの導入の検討を行うなど、ボランティアの在り方を議論していくことが求められます。

また、「支え手不足」の取組として、次代の支え手の育成も重要であり、幼少期から、高齢者等との交流を通じて、思いやりの心を育むことが望まれます。また、メディアを通じて福祉職のやりがい等を周知するなど、子どもたちにとっても、「福祉」が人の「幸せ・安心感」につながる言葉として認識されるよう、福祉職の周知や福祉のイメージ向上を図る取組が望まれます。

提言の柱

1 福祉ニーズとサービスをつなぐ仕組みづくり

- (1) 「福祉」に親しみやすい環境づくり
 - ア 各種相談窓口の認知度向上
 - イ SNS等を活用した相談しやすい窓口の整備

2 地域におけるつながりの強化

- (1) 誰もが気軽に交流できる場づくり
- (2) 世代間交流の促進
- (3) 人をつなぐ（“おせっかい”な）人の育成
- (4) 互いに助け合える「お互い様」のコミュニティづくり
- (5) 参加したくなる交流企画の立案

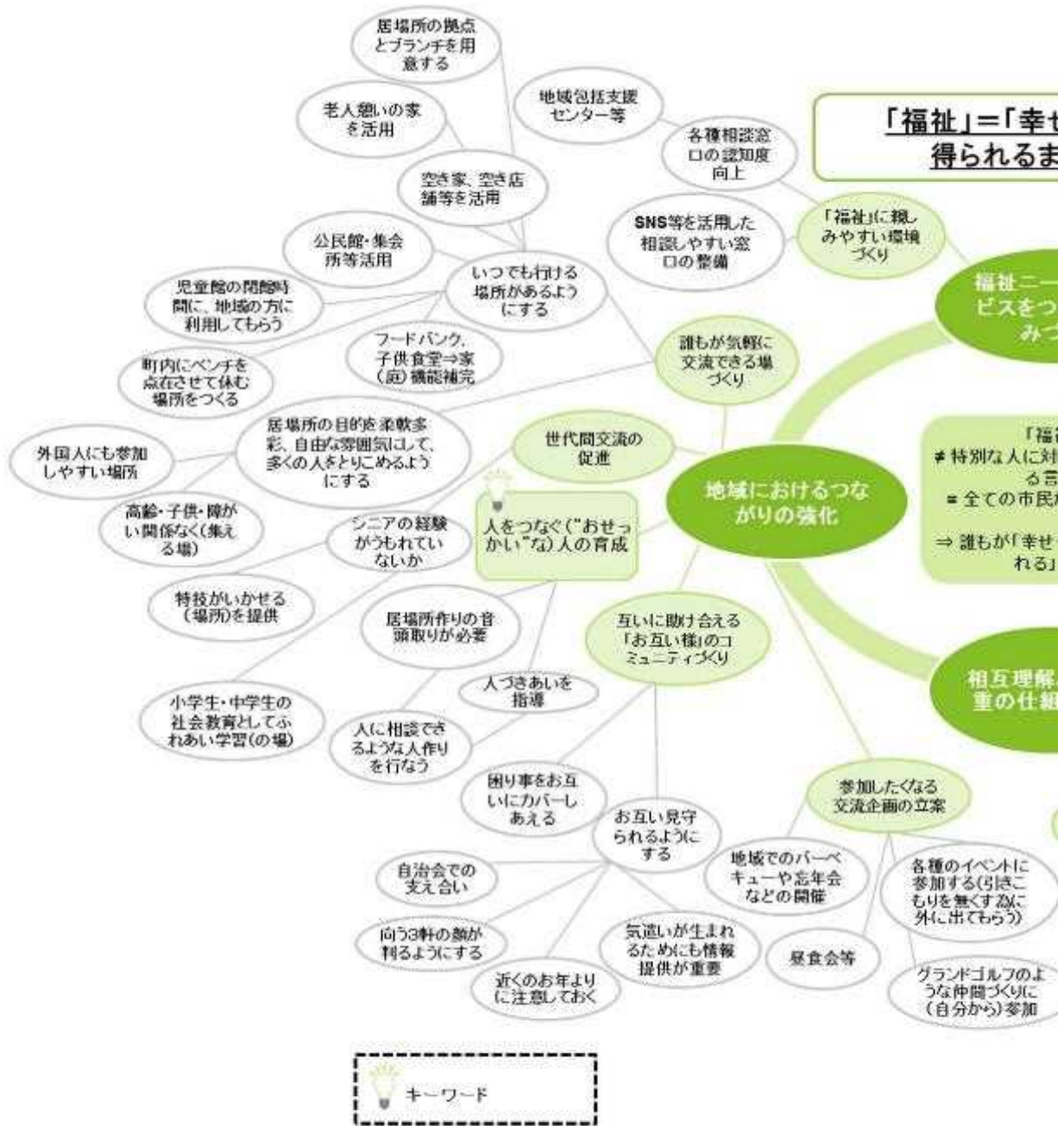
3 相互理解と人権尊重の仕組みづくり

- (1) 認知症や障がいへの理解促進
- (2) 成年後見制度の周知

4 支え手を増やす仕組みづくり

- (1) 支え手が活躍できる仕組みづくり
 - ア 復職支援
 - イ 担い手研修の充実
 - ウ 技術大会等、福祉職の知名度向上に対する取組
 - エ 先進技術を活用した支え手の負担軽減
- (2) 次代の支え手（福祉に携わる職、ボランティア）づくり
 - ア 思いやり教育の充実
 - イ 福祉や福祉職のイメージ向上
- (3) ボランティア（有償・無償）の育成
 - ア サポートを必要とする人と支え手のマッチング

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



**「幸せ・安心感」が
られるまちの実現**

福祉ニーズとサービスをつなぐ仕組みづくり

「福祉」
別な人に対して必要とされる言葉
全ての市民が関わる言葉
誰もが「幸せ・安心感」が得られるまち

相互理解と人権尊重の仕組みづくり

イベントに
(引きこ
くす為
に
むらう)

ゴルフのよ
間づくり
から)参加

支え手を増やす仕組みづくり

次代の支え手(福祉に携わる職、ボランティア)づくり

若いボランティアが育つ街に

若手ボランティアの育成

市民が年1回何らかの形でボランティア

ボランティア窓口

支え手が活躍できるしくみづくり

復職支援

先進技術を活用した支え手の負担軽減

福祉のイメージ向上

福祉(福祉職)についての周知

思いやり教育の充実

成年後見制度の周知

認知症や障がいへの理解促進

成年後見制度の利用促進

認知症の方の働く場をつくる

住民の意識の中に支えを必要としている人への気づきやすいようにする

みんなで守るセーフティネット

チケット制の有償ボランティア(低額)

ボランティア(有償・無償)の育成

サポートを必要とする人と支え手のマッチング

どこへ行けばいいかわからないという声

支え手が活動する場所、拠点

福祉関係者の処遇(賃金、労働条件)の適正化

確保には仕事として正規にする

資格取得の機会の拡大

福祉の仕事を選びたいくなる制度

魅力のある仕事に変える

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

復職支援

保健分野

予防医療の進んだまちの実現

心身ともに健康で生き生きとした暮らしを実現するには、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、自ら積極的に健康づくりに取り組むことができる環境の整備が必要です。

健康寿命を延ばすためには、成人期から、生活習慣病などに留意した生活を送るなど、自ら高い健康意識をもつことが大切であり、その一人ひとりの取組をサポートする仕組みが求められています。

「自らの健康は自分でつくる」という市民一人ひとりの取組をサポートするためには、アプリケーションなど ICT を活用した健康管理の「見える化」を通じた健康管理へのモチベーションの向上や、健康や生活習慣改善について正しい知識を得ることができるよう、講座、健康教室などの充実を図ることが望まれます。

健康管理は、成人期から積極的に行うことが重要であることから、行政の取組だけではなく、企業の従業員に対する健康増進への取組の充実も望まれます。また、医療機関を中心とした取組として、病院や診療所などをネットワークでつなぎ、診療情報などを共有する仕組みなど、迅速かつ適切な医療が受けられる体制も望まれます。

健康づくりをサポートする仕組みとして、健康について気軽に相談できる窓口の周知など、必要なときにサポートを受けられる安心感が得られるよう、情報提供の充実も重要です。また、地域では、ごみ収集を通じた単身世帯者に対する見守りなど、日頃から互いに目配り、気配りを行い、必要なときに相談や行政などのサポートにつなげる活動も望まれます。

提言の柱

1 健診・検診の充実

- (1) フレイル（虚弱）チェックの実施
- (2) 検診受診率の向上に向けた取組
- (3) 気軽に受けられる簡易な健康診断の実施

2 「自らの健康は自分でつくる」取組へのサポート

- (1) ICT を活用した健康管理の見える化
- (2) 健康に対する意識啓発の充実及びイベントの開催
- (3) 生活習慣改善に対する取組
- (4) 未病センターの充実

3 精神的健康の維持・増進に対する取組

- (1) 心の健康に対する取組
- (2) 自殺防止に対する取組

4 情報提供の充実

- (1) 健康に対する相談窓口情報の提供・周知の徹底

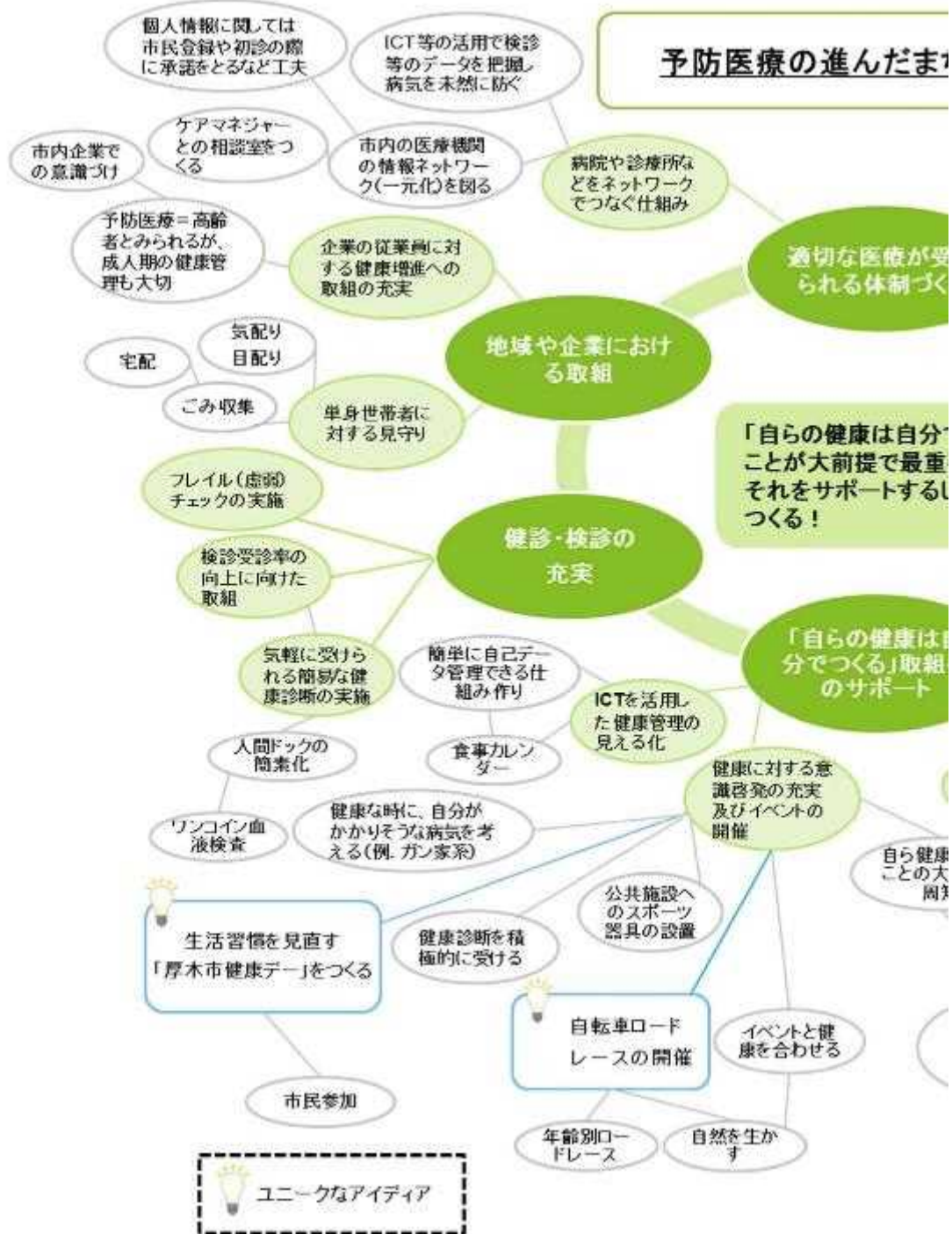
5 適切な医療が受けられる体制づくり

- (1) 医療レベル（技術・機器）の向上
- (2) 病院や診療所などをネットワークでつなぐ仕組み

6 地域や企業における取組

- (1) 単身世帯者に対する見守り
- (2) 企業の従業員に対する健康増進への取組の充実

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



町だまちの実現



安心・安全、防災分野

誰もが安心・安全に暮らせるまちの実現

厚木市は、「地域の誰もがいつまでも健康で幸せに暮らせるまち」をつくる取組として、セーフコミュニティ認証センターによる国際認証制度であるセーフコミュニティの認証を受けています。

高齢者の転倒事故の予防となる「健康づくり体操」、地域ぐるみで子どもを守る「かけこみポイント」や「登下校愛の目運動」、地域の自主防災組織である「自主防災組織の活動」など、事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防できるといふ理念の下、地域と行政等が協働して様々な活動が行われています。

安心・安全のまちの実現のためには、防犯や交通安全の視点から、既存のセーフコミュニティの活動の充実を図るとともに、防災の視点から、災害に対する取組も重要です。

防犯面では、詐欺等悪質商法等の未然防止に対する取組や防犯カメラの設置・増設、関連機関による見回りの強化など、犯罪抑止及び体感治安の向上に対する取組が望まれます。

交通安全においては、安心して歩くことができる歩行空間の整備、地域での交通安全見守り体制の強化に対する取組が望まれます。

防災の視点からは、豪雨や台風などの相次ぐ自然災害に備え、ハード面を中心とした浸水対策等の整備や、情報を確実に送受信できる仕組み、災害時の関係機関における情報共有が求められます。情報は、避難の判断に影響する重要な要素であることから、災害時において、いかに迅速で正しい情報が届けられるか、そして、確実に情報を受信できるか、という双方の視点から積極的に取組を進めることが望まれます。

地域における取組としては、日頃の準備が減災につながると考えられることから、災害時に避難の声掛けや助け合いができるよう、日頃からの近所付き合いが重要です。そうした地域での人の結びつきは、避難行動において配慮を要する「要配慮者」の速やかな避難にもつながります。

また、各地域において、イベント等の機会を捉え、より実践的な防災訓練を繰り返し実施することなどを通じて、地域における災害対応力の強化が期待されます。

市民一人ひとりの防災への備えについては、地域の取組と併せて重要です。

一人ひとりが、災害時への備えを自発的に行う重要性を認識し、「自分の命は自分で守る」という防災意識を持つことが求められます。そのために地域と行政が協働し、意識啓発を図ることや、洪水浸水等のハザードマップの周知など、自発的な準備を支援する取組も望まれます。

提言の柱

1 消費者を守る取組の強化

- (1) 悪質商法等に対する取組

2 防犯対策の強化

- (1) 防犯カメラの設置、増設
- (2) 関連機関による見回りの強化

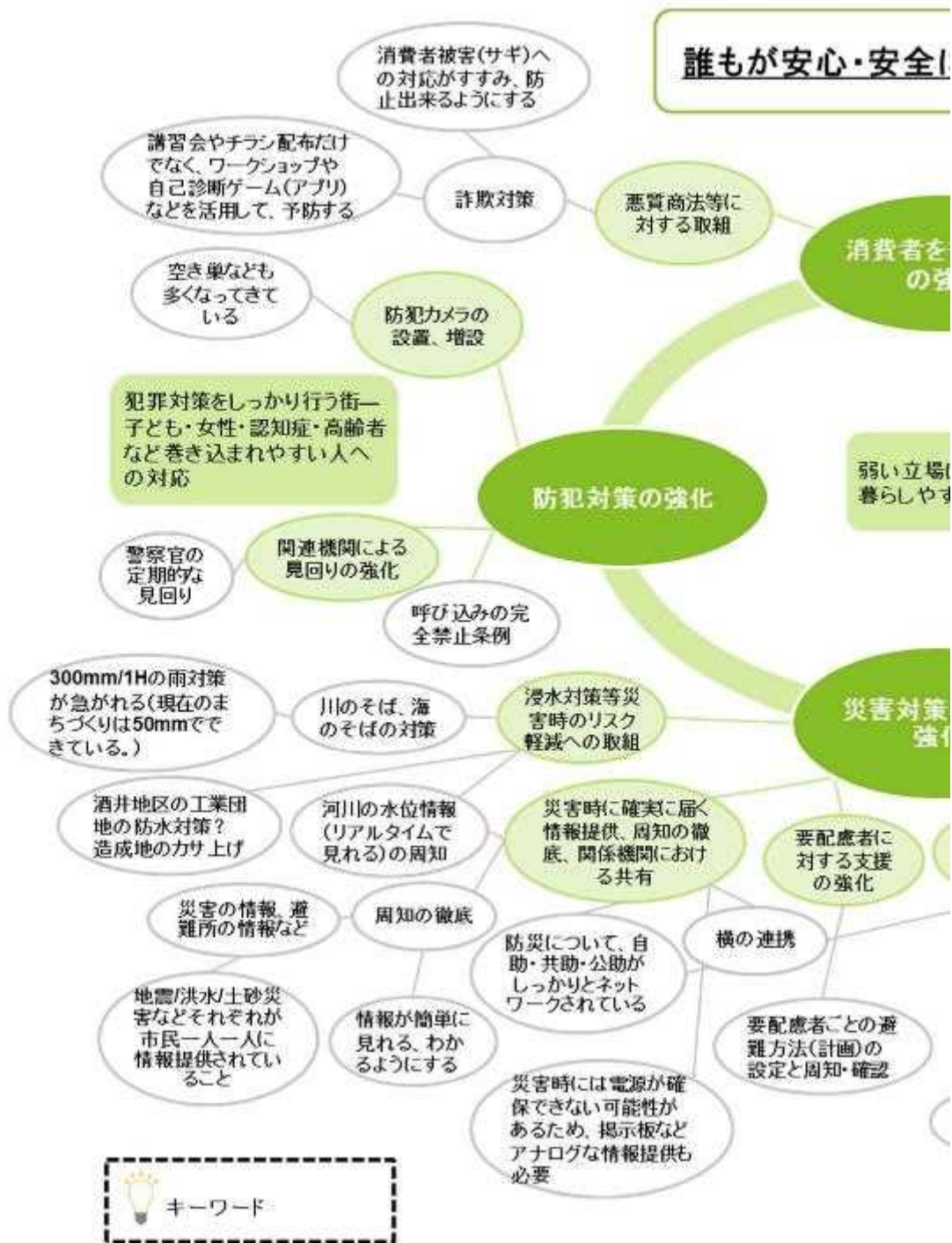
3 災害対策・防災の強化

- (1) 浸水対策等災害時のリスク軽減への取組
- (2) 災害時に確実に届く情報提供、周知の徹底、関係機関における共有
- (3) 要配慮者に対する支援の強化
- (4) 地域における災害対応力の強化
- (5) 「自分の命は自分で守る」という防災意識の啓発及び支援

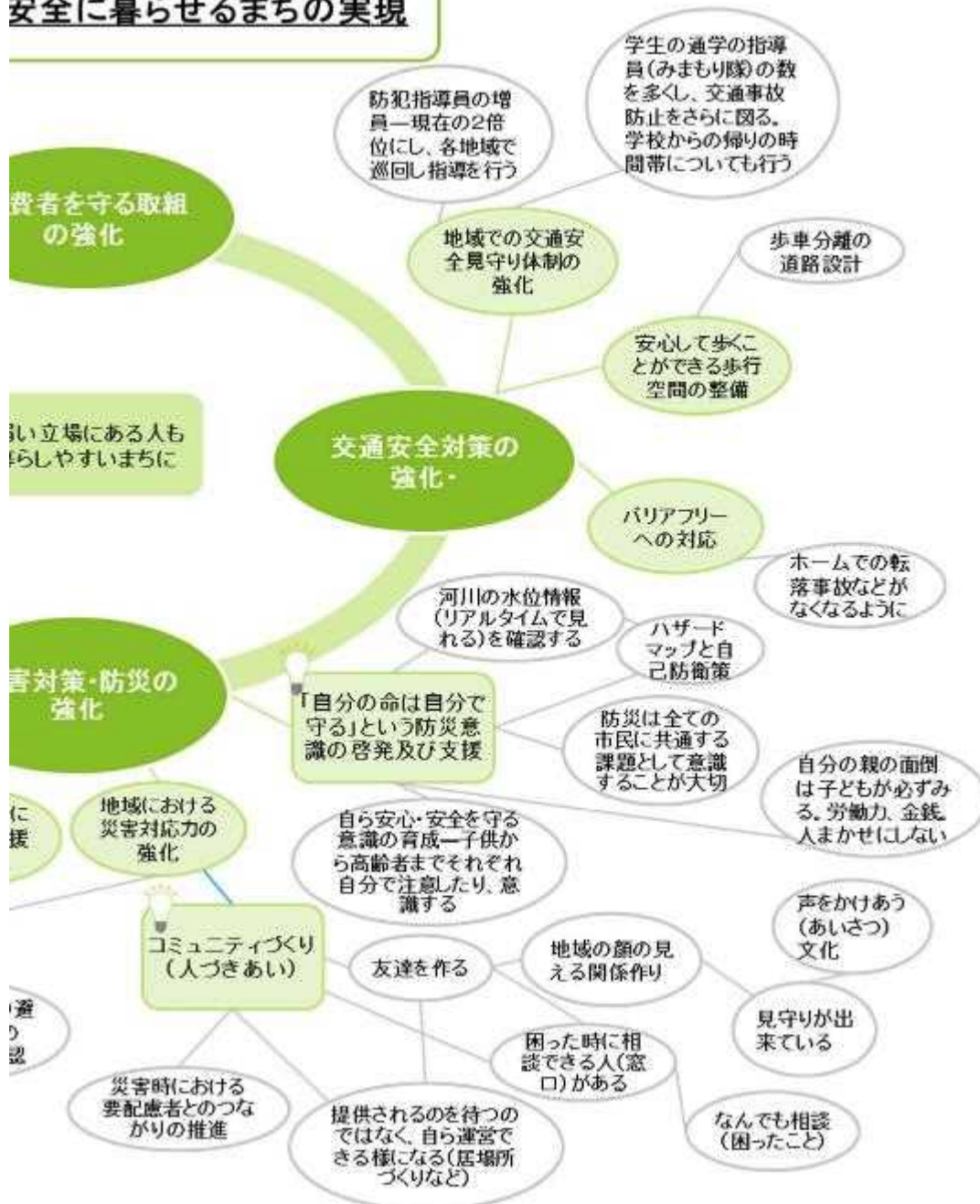
4 交通安全対策の強化

- (1) 安心して歩くことができる歩行空間の整備
- (2) 地域での交通安全見守り体制の強化

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



安全に暮らせるまちの実現



産業・まちづくり部会

産業分野

- ・ 話題になる魅力あるまちの実現

都市分野

- ・ 人・企業にとって魅力あるまちの実現

労働分野

- ・ 誰もが働きやすいまちの実現

道路・交通分野

- ・ 道路・交通体系の最適化の実現

産業分野

話題になる魅力あるまちの実現

厚木市が多くの人に将来にわたり愛され、活力に満ちたまちであり続けるために、「〇〇といえば厚木！」というような、多くの人に印象深く残る、個性を持った話題になる魅力あるまちの実現を望みます。

点の個性ではなく面（エリア）の個性を創出できる商店街は高いポテンシャルを持っていると考えます。商店街という「強み」をいかし、地域と商店街が一体となって、まちぐるみで市民や市外からの来訪者が立ち寄りたくなる魅力あるまちづくりを進める必要があると考えます。

大型店やインターネット通販など、商品を購入する方法が多様化し、人の流れも変化している中、ここにしかないモノ、ここでしか体験できないコトの創出が必要と考えます。今後の社会環境の変化に対応しつつ、地域に活気を与える産業の創造と振興に向けた取組が求められます。

そのため、空店舗や空き家をこれらの提供の「場」として活用した、シニア世代、子育て世代の起業のきっかけづくりなど、商業の中心となる市街地の強みをいかした取組や、新しいチャレンジをする事業者を支援して新たな個性を生み出す取組など、産業面からも厚木らしさが感じられる環境づくりを進めていくことが必要と考えます。また、まちを支える企業や商店を衰退させないため、確実に事業承継が行われるための啓発やサポートも引き続き求められます。

将来に向け、厚木らしさを大切にしつつ、その厚木らしさが世界にとっても誇れるよう、市民がまちをつくる参加型まちづくりの推進が望まれます。

提言の柱

1 個性と意欲のあふれるまちづくり

- (1) 企業誘致と起業の推進
- (2) 誘致企業と市内企業のマッチングの推進
- (3) 厚木市で起業することのメリットの発信強化
- (4) 事業承継への継続的な機会の提供

2 ここにしかないモノがあるまちづくり

- (1) 他都市との差別化・魅力づくりの推進
- (2) 空き家、空き店舗を活用した場の提供
- (3) 個性ある取組を応援する仕組みづくり

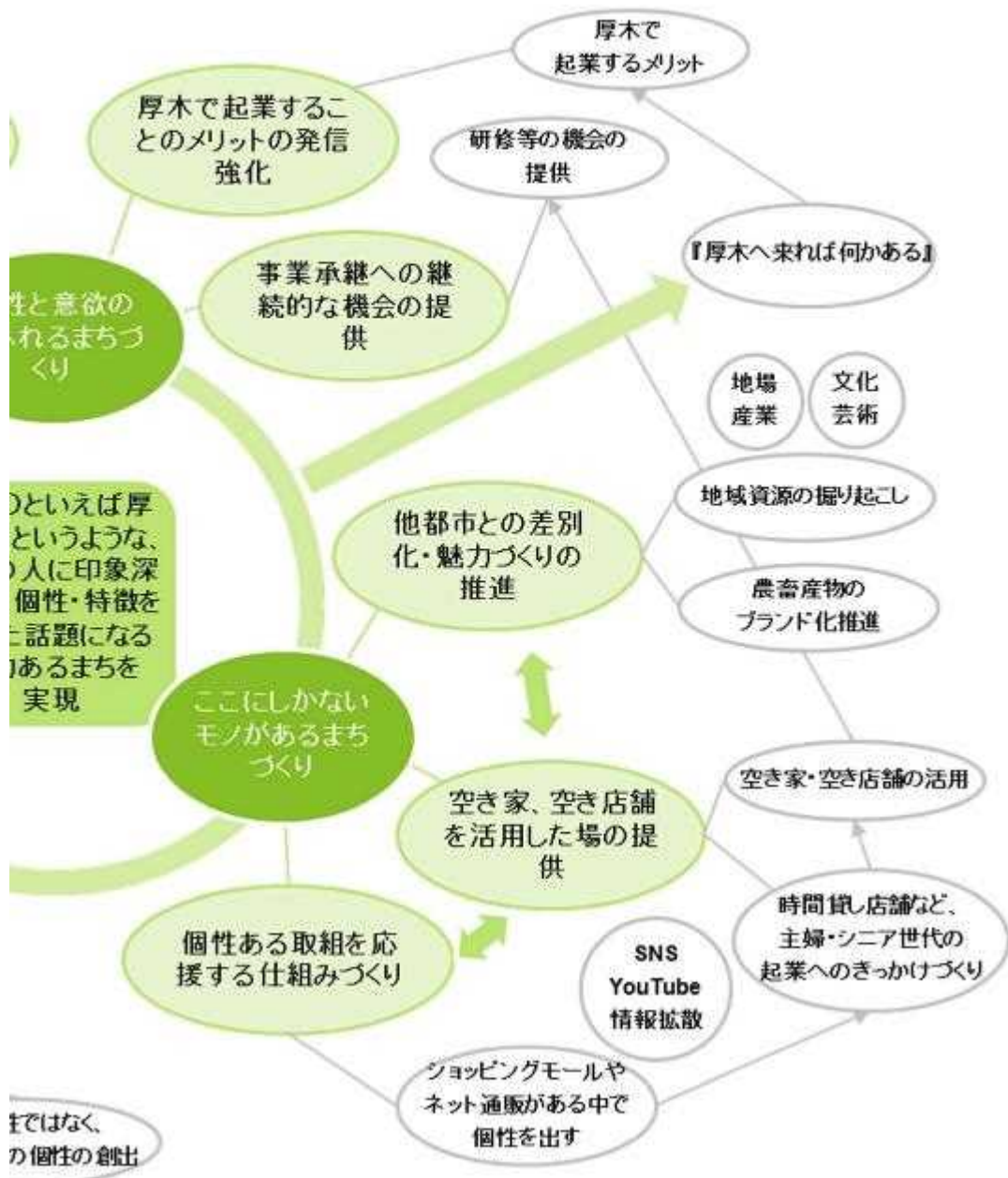
3 市民がまちを作る・参加型まちづくり

- (1) 商店街という『強み』をいかしたまちの個性の創出
- (2) 来訪者を確実にまちなかへつなぐ取組の推進
- (3) 企業の外国人社員へのおもてなしの強化

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



力あるまちの実現



都市分野

人・企業にとって魅力あるまちの実現

厚木市が地域に住む人や訪れる人、企業を惹きつけるような魅力をより高めるためには、地域の持つ個性や特性を磨き上げ、関係する人にとって便利で誰かに勧めたくなるような、人・企業にとって魅力あるまちづくりを進める必要があります。

産業拠点を起点とした更なる地域経済の活性化や雇用の創出に向け、物流の円滑化を支える広域的な交通ネットワークの強化や快適に通勤できる環境整備等に積極的に取り組み、企業が立地し続けたい、従業員がここで働きたい、さらには住みたいと思えるような魅力あるまちづくりが求められます。

目的地として選ばれる要素を持つことはもちろんのこと、市内外から通勤、通学する人にとって、通過するだけのまちではなく、仕事や学校が終わってから家に帰るまでの間など、ふと立ち寄りしたい、そこを通過して帰りたい、時間を過ごしたいと思える、キラキラと個性のあるまちの創出が望まれます。

これらの取組は、商店街や既にある建物、豊かな自然環境等、本市の強みとなる既存の地域資源をうまく活用した、リノベーションのまちづくりとして進められることを期待します。

また、産業拠点の創出に伴う企業の進出により、更なる利用者の増加等が見込まれる愛甲石田駅周辺については、周辺の交通環境の整備を進めるとともに、駅周辺の魅力を高め、通勤者や地域住民が快適に過ごすことのできる環境づくりが求められます。

さらに、コンパクト・プラス・ネットワークの構築に当たっては、郊外での居住や就労形態の変化など暮らしの多様化に配慮しながら推進することも大切です。

提言の柱

1 キラキラとしたものがあるまちづくり

- (1) 立ち寄りたい、通って帰りたいまちの創出
- (2) 空き店舗が活用されるまちの創出

2 人にとって魅力あるまちづくり

- (1) 道路に電柱、放置自転車のない空間のあるまちづくりの推進
- (2) 暮らしの多様化に配慮したコンパクト・プラス・ネットワークの推進
- (3) 愛甲石田駅周辺の都市機能の充実
- (4) 今あるものを活用するリノベーションまちづくりの推進

3 企業にとって魅力あるまちづくり

- (1) 産業拠点を起点とした産業の活性化

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



魅力あるまちの実現



労働分野

誰もが働きやすいまちの実現

今後、生産年齢人口の減少が見込まれる中、就業意欲の高い高齢者や障がい者、子育て中の女性等への就労支援を行うとともに、新たな就労の担い手となる外国人労働者の雇用環境の整備を進め、様々な人材がその経験や能力を十分に発揮できる環境を創出する必要があると考えます。

外国人労働者の雇用に当たっては、事業主に対する雇用ノウハウの提供が必要と考えます。外国人を雇い入れる際の確認事項や、適正な労働条件、外国人関係の問い合わせ先等について効果的な情報提供が求められます。また、日本人を交えた交流の機会を提供していくことで、地域の一員として共に安心して暮らし、働き続けてもらえることが期待できます。

定年延長や年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、就労を希望する高齢者が今後さらに増加していくことが予測されます。そのため、就業意欲を有する高齢者が年齢に関わりなく安心して働ける＝収入を得られる仕組みづくりが求められます。

また、市内大学と連携し、就職、復職に際し有利となる知識や資格を得るための「働くための」リカレント教育（一定期間を経て復職・社会参画する際の知識や技術のギャップを解消するための社会人の学び直し）を実施し、高齢者や子育て中の女性の就労を支援していくことも効果的と考えます。

障がい者の雇用促進のため、雇用奨励金等の各種制度の普及啓発に積極的に取り組むとともに、市独自の優良企業認定制度の創設等、イメージアップに繋がる施策の検討や企業がメリットを感じられる仕組みづくりが望まれます。

子育て中の女性の就労については、「働きながら子どもと昼食が取れるまち」を目指し、企業内保育所の共同設置に向けた検討やテレワーク等の在宅勤務への支援等、柔軟な働き方ができる環境整備が望まれます。

若者と市内企業の出会いの場の創出のため、市内企業への見学支援やインターンシップ制度の充実を図り、市内の企業を知ってもらい、市内で働き、住み続けてもらう施策に取り組む必要があります。これら若者の定住に向けては、若い世代が働きたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりも欠かせません。また、今後見込まれる建築士などの有資格者や技術労働者の高齢化に伴う人材不足の解消に向け、有資格者の育成支援等への積極的な取組が求められます。

提言の柱

1 外国人労働者の雇用環境の整備

- (1) 経営者への雇用ノウハウの提供
- (2) 交流の場の提供、日本人を交えたコミュニティづくりの推進
- (3) 労働環境の向上に向けた支援
- (4) 外国人を含めた技能集団づくり
- (5) 外国人労働者の定住促進

2 生涯現役社会の実現に向けた取組

- (1) 高齢者の就労環境の整備
- (2) 市内大学との連携による「働くための」リカレント教育の推進

3 障がい者が働きやすいまちの実現

- (1) 事業主のイメージアップ、メリットに繋がる施策の推進
- (2) 企業に対する制度等の情報発信の強化

4 女性の就労環境の充実

- (1) 働きながら子どもと一緒に昼食が取れるまちづくり
- (2) 復職支援の充実
- (3) 在宅勤務支援の推進（テレワーク+託児）

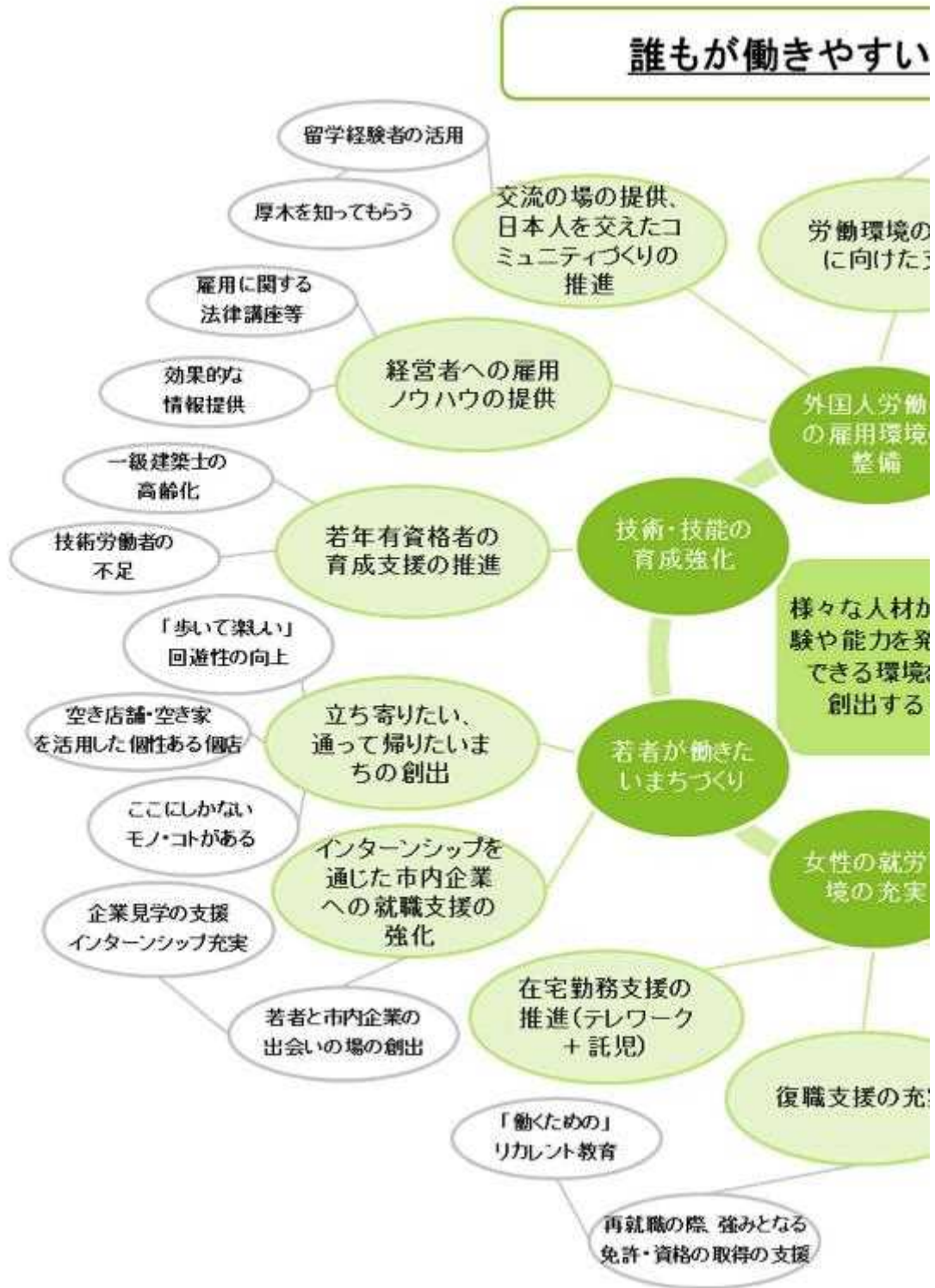
5 若者が働きたいまちづくり

- (1) インターンシップを通じた市内企業への就職支援の強化
- (2) 立ち寄りたい、通って帰りたいまちの創出

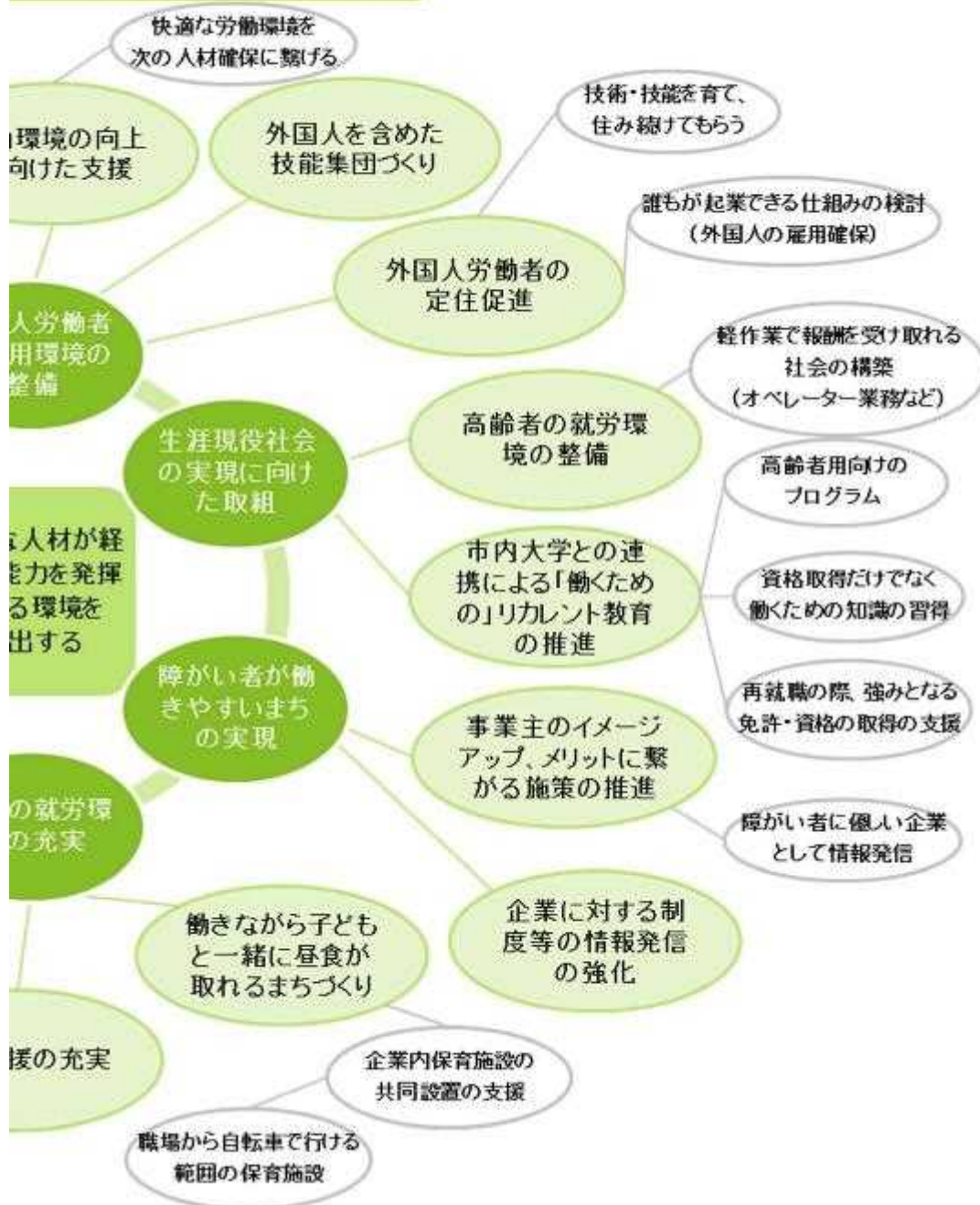
6 技術・技能の育成強化

- (1) 若年有資格者の育成支援の推進

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



すいまちの実現



道路・交通分野

道路・交通体系の最適化の実現

人口減少や少子高齢化といった社会構造や各分野での技術革新、地域情勢の変化などの社会環境の変化に応じて、本市にとっての最適な道路・交通体系は変化していきます。時代や社会潮流を汲みつつ、将来に向けて必要な道路・交通体系の形成・最適化が望まれます。

道路計画の策定に当たっては、今後さらに利便性の向上が期待される高規格幹線道路等を最大限にいかした上で、今後の人口減少に伴う需要の変化を見極めた道路計画を策定していくことが求められます。

人・企業にとって選ばれるまちを実現するため、郊外と駅を結ぶバス路線の速達性の確保による通勤、通学環境等の向上に向けた取組や、企業活動を支える高規格幹線道路等から産業拠点、広域へのアクセスの強化、円滑化が求められます。

また、市民が安全に安心して移動できるまちを実現するため、駅周辺を始め、生活道路など事故の恐れがあるエリアにおける、安全な歩行空間確保のための取組の推進が望まれます。

誰もが移動しやすいまちづくりを進めるため、全ての世代の「足の確保」のための循環型バスやコミュニティ交通導入の検討を進めるほか、駅周辺のバリアフリー化の徹底に取り組む必要があると考えます。

また、少子高齢化社会の到来、環境意識等、人々の価値観の多様化等が進む中、カーシェアリングや、自動車に過度に頼らない交通ネットワークの形成など、新たな価値観による移動手段の検討も求められます。

さらに、「学術研究、専門・技術サービス業」が集積する本市だからこそできることとして、研究機関、企業、大学等による自動運転などの最先端技術や新交通システムなどのチャレンジを積極的にサポートし、交通をより便利で豊かにするようなアイデアの創出に取り組む、最先端技術の実験都市の実現を期待します。

提言の柱

1 効率的な道路の整備

- (1) 高規格幹線道路を最大限にいかした道路計画の策定
- (2) 幹線道路のネットワーク化
- (3) 人口減少・車両減少を見据えた道路網の検討
- (4) タクシー乗り場、バス乗り場の「整理」
- (5) 中心市街地へのアクセス改善に向けたバス専用レーン整備の推進
- (6) 地域の実態に合った道路の活用
- (7) 既存道路の効率化の推進

2 産業を支える道づくり

- (1) 産業拠点へ向けたアクセスの強化
- (2) 広域との交流・連携を促進する交通ネットワークの構築

3 市民の安全を守る道づくり

- (1) 安全な歩行空間の確保
- (2) 駅周辺の歩行者と自動車の動線の最適化
- (3) バリアフリー化の徹底
- (4) 信号機の適正化
- (5) トラック、バスの大型化に対応した交差点の整備
- (6) 生活道路の安全確保の強化

4 新たな価値観の創出

- (1) カーシェアリングの本格的な研究・推進
- (2) 自動車に頼らない移動手段の検討

5 チャレンジへの積極的なサポート

- (1) 自動運転など最先端技術の実験都市の実現
- (2) 新交通システムへの積極的な取組
- (3) 自動運転化に備えた道づくり

6 誰もが移動しやすいまちづくり

- (1) 循環型バス、コミュニティ交通の整備によるすべての世代の「足の確保」

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



最適化の実現



環境・河川部会

環境分野

- ・ 温暖化対策と地球にやさしい社会の実現
- ・ ごみの減量と市民・事業者の意識向上の実現

環境・河川分野

- ・ 里山・緑地・農地・河川の保全と利活用の実現

観光分野

- ・ 観光資源の創出と積極的な活用の実現

環境分野

温暖化対策と地球にやさしい社会の実現

温暖化による世界的な気候変動に伴い、近年、日本でも大型台風や集中豪雨など極端な気象現象が多発しており、大きな人的被害や経済的損失などをもたらしています。将来の世代に対して、より良い地球環境を残すためには、市でも温暖化対策を一層推進することが必要です。

温暖化対策に直接つながる取組としては、クリーンなエネルギーミックス（電源構成）を目指して、化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの導入を促進することが求められます。温暖化に大きく影響する交通手段については、まずは市や公共交通機関において、電気自動車の導入など、環境負荷の低減に向けた取組を一層進めることが望まれます。

また、限りある地球資源を将来にわたって保全するためには、私たち一人ひとりが地球にやさしい社会の実現を目指して取り組んでいくことが必要です。市民一人ひとりが環境問題について興味関心を持ち、家庭における環境負荷の少ない生活様式や設備の導入を図るためには、SDGs（持続可能な開発目標）の取組を普及することが求められます。また、事業者が果たすべき役割が大きいことから、行政と事業者が連携して温暖化対策に取り組むとともに、事業者の取組を支援することが望まれます。

さらに、こういった取組を進めていくためには、パートナーシップによる環境教育を推進することが大切です。小中学校におけるエコスクールの取組を更に進めるとともに、地域や家庭における環境教育を一層充実させる取組を進めることが望まれます。また、事業者と行政が連携することにより、SDGsの普及が促進されることが期待されます。

提言の柱

1 再生可能エネルギーの導入促進

- (1) エネルギーミックスに向けた再生可能エネルギーの導入
- (2) 公共交通機関等における環境負荷の低減

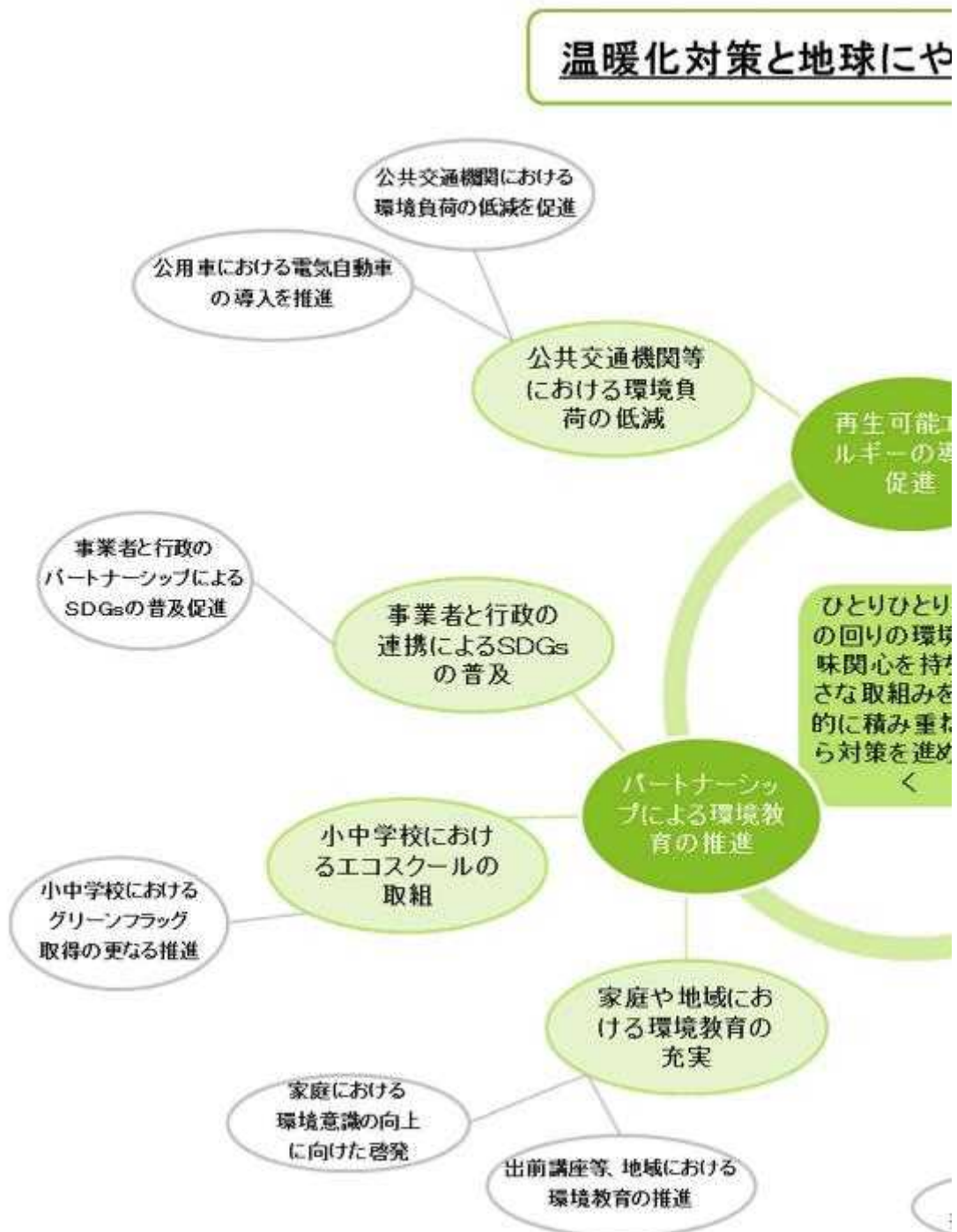
2 環境負荷の少ない生活の普及・促進

- (1) SDGs目標13(気候変動)の取組の普及
- (2) LED照明、環境にやさしい素材の導入促進
- (3) 地球にやさしい生活の推進

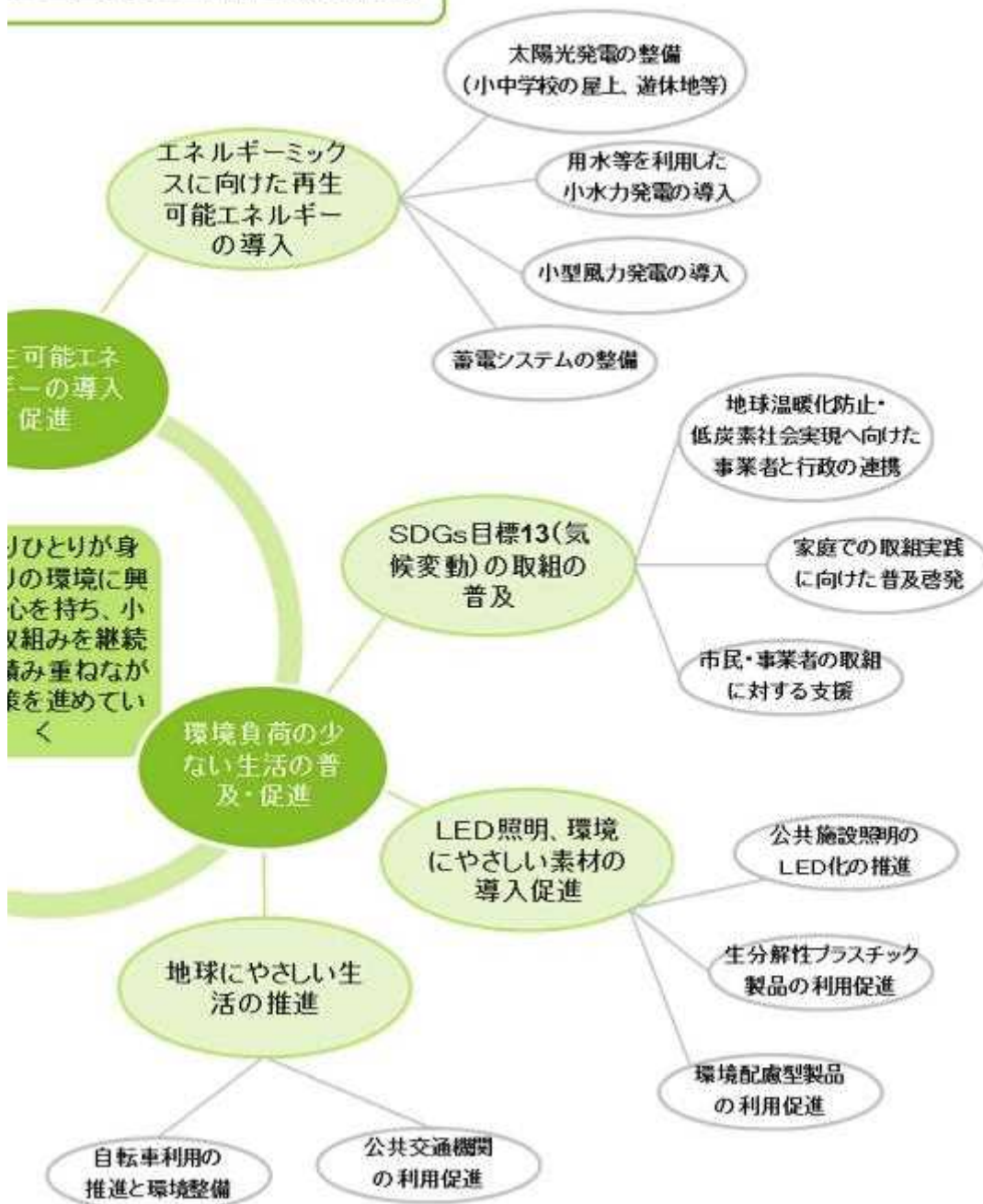
3 パートナーシップによる環境教育の推進

- (1) 家庭や地域における環境教育の充実
- (2) 小中学校におけるエコスクールの取組
- (3) 事業者と行政の連携によるSDGsの普及

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



にやさしい社会の実現



環境分野

ごみの減量と市民・事業者の意識向上の実現

将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、大量廃棄社会から脱却し、ごみの減量化を実現するとともに、ごみ問題に対する市民や事業者の意識の向上を推進、持続させることが必要です。

ごみの減量については、海洋汚染の原因として世界的にも問題となっている、プラスチックごみの減量化に向けた取組を強化することが急務であると考えます。家庭ごみについては、戸別収集や有料化、新たなごみの分別・収集方法などを検討し、減量に向けた新たな取組を進めることが求められます。また、全国的に問題となっている食品ロス（まだ食べられるのに廃棄される食品）を削減するために、市民に対する啓発や事業者による食品廃棄物削減を推進することが望まれます。

ごみの減量に向けては、リデュース（排出抑制）と併せて、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）を推進することが求められます。そのためには、地域や事業者が果たすべき役割が大きいことから、地域や事業者に対する普及・啓発が重要であると考えます。また、リターナブル瓶（再使用するために返却・回収ができる瓶）の利用などリユースの更なる普及を図るとともに、家庭での生ごみリサイクルの推進などリサイクルの拡大に向けた取組を一層進めることが望まれます。

さらに、ごみ問題に対する意識の向上を図るためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に向けた市民意識の醸成を図り、ごみの分別と出し方のマナー向上を一層推進することが求められます。また、利便性重視の考え方を見直し、包装の簡略化の普及・啓発を図っていくことも望まれます。

提言の柱

1 ごみの減量に向けた取組

- (1) プラスチックごみの減量化に向けた取組
- (2) ごみの減量に向けた分別・収集方法の構築
- (3) 食品ロスの削減に向けた取組

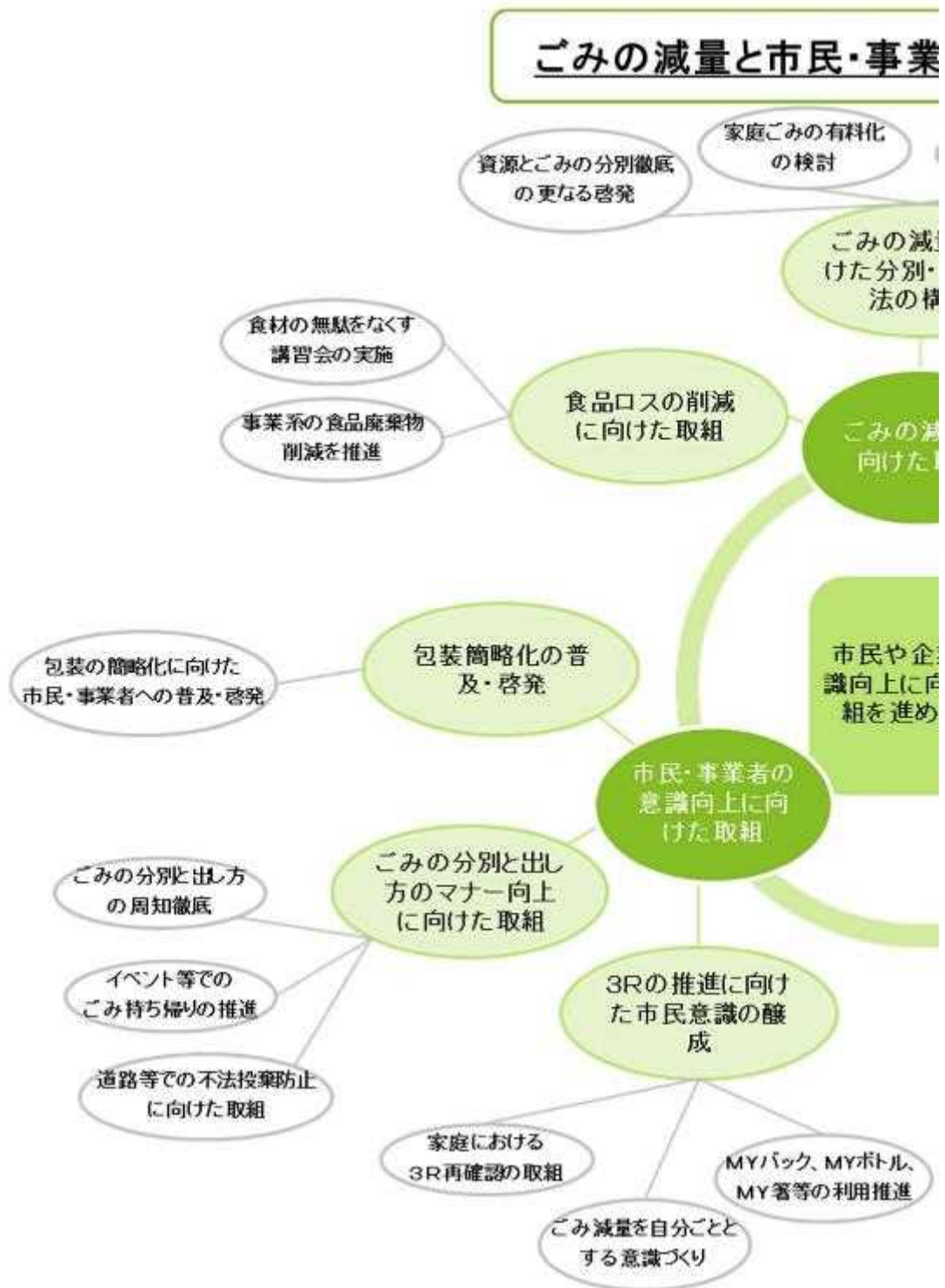
2 リユース・リサイクルの推進

- (1) 地域・事業者への普及・啓発
- (2) リユースの更なる普及促進
- (3) リサイクルの拡大に向けた取組

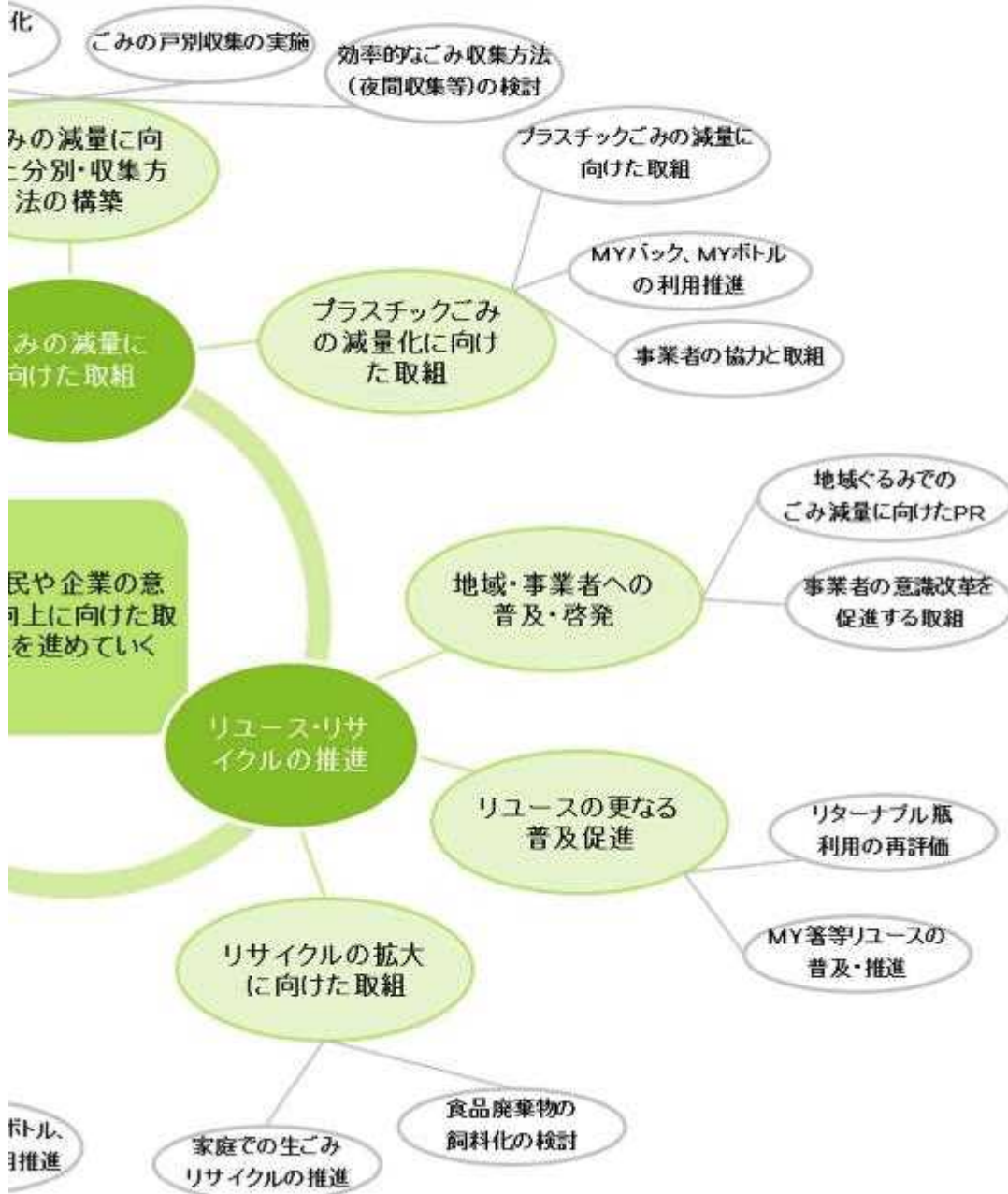
3 市民・事業者の意識向上に向けた取組

- (1) 3Rの推進に向けた市民意識の醸成
- (2) ごみの分別と出し方のマナー向上に向けた取組
- (3) 包装簡略化の普及・啓発

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



事業者の意識向上の実現



環境・河川分野

里山・緑地・農地・河川の保全と利活用の実現

現在、森林伐採や環境汚染などにより、地球規模での自然環境と生態系破壊が進んでいる状況にあります。この状況を食い止めるためには、市でも今ある里山、緑地、農地、河川を保全し、適正な利活用を持続していくことが必要です。

そのためには、自然との共存・共生に向けた取組を推進していくことが重要です。本市の豊かな自然環境と生態系を守るためには、鮎を始めとした水域生態系の保護に向けた取組や、間伐等による森林の保全・再生に向けた取組を一層進めることが求められます。また、野生動物との共存実現に向けた取組や外来種対策を推進することにより、生物多様性が維持されることが期待されます。

市民が水と緑の豊かな環境で暮らせるようにするためには、河川公園など市民が憩える公園を整備するとともに、自然環境との緩衝帯でもある良好な緑地空間の保全を行うことが求められます。耕作放棄地など遊休農地についても、農地としての再生に向けた取組とともに、積極的な活用を検討することが望まれます。

さらに、市民が河川とふれあえる環境を創出するためには、子どもが安心して遊ぶことができる水辺空間を整備するとともに、河川等の水質保全に向けた良好な河川環境を保全することが求められます。また、近年多発している大規模な風水害に備えるためには、国・県と連携して治水対策を進めることが望まれます。

提言の柱

1 自然との共存・共生

- (1) 水域生態系の保護に向けた取組
- (2) 森林の保全・再生に向けた取組
- (3) 生物多様性の維持に向けた啓発・対策

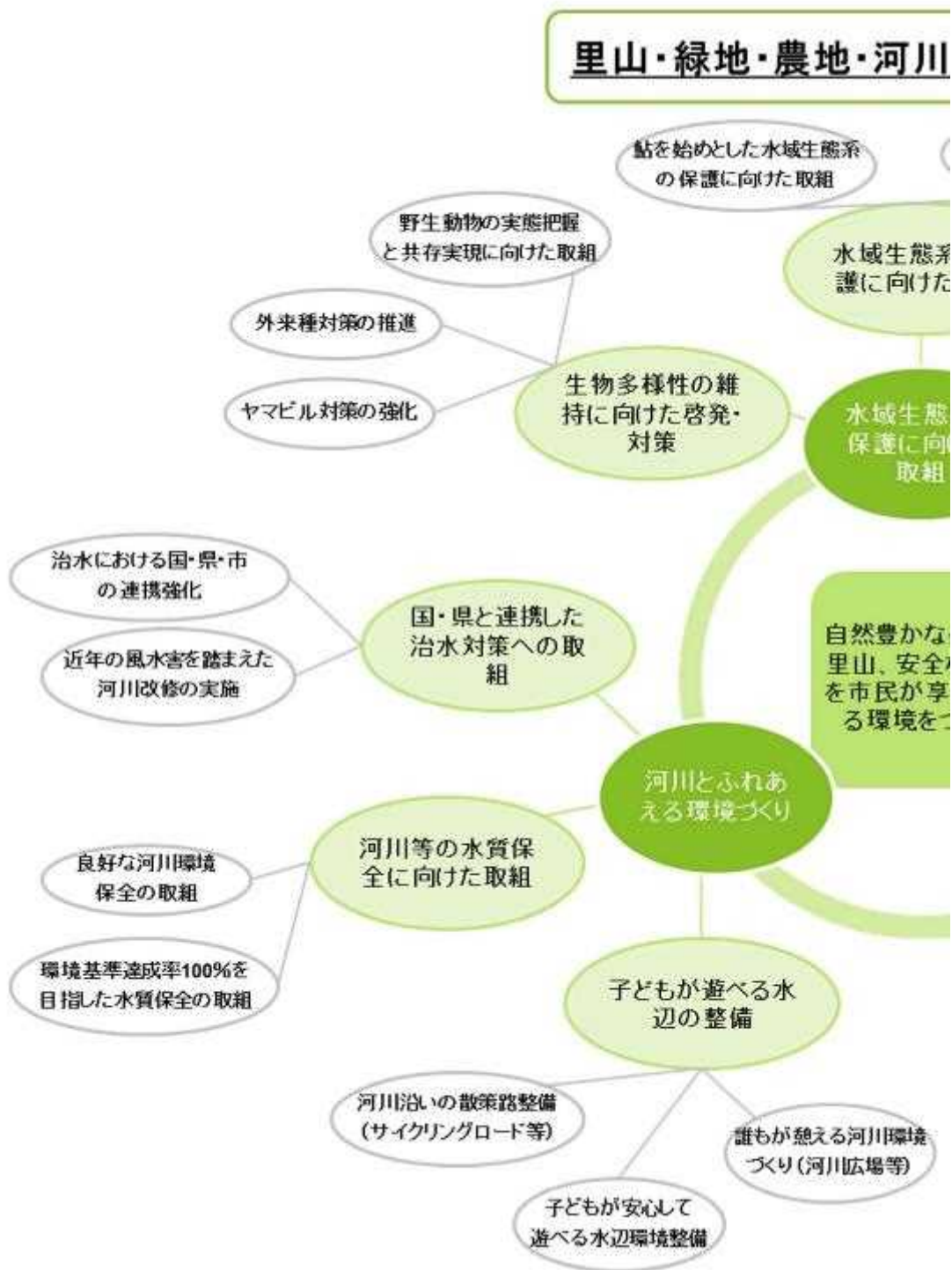
2 公園・緑地の整備と農地の利活用

- (1) 市民が憩える公園の整備
- (2) 良好な緑地空間の保全
- (3) 遊休農地の積極的な活用

3 河川とふれあえる環境づくり

- (1) 子どもが遊べる水辺空間の整備
- (2) 河川等の水質保全に向けた取組
- (3) 国・県と連携した治水対策への取組

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



河川の利用促進の実現



観光分野

観光資源の創出と積極的な活用の実現

多くの人に厚木市を知っていただき、訪れていただくためには、既存の観光資源を積極的に活用し、新たな観光資源の創出を図るとともに、厚木の魅力を国内外に発信することが必要です。

そのためには、厚木市の豊かな自然環境、温泉、歴史といった観光資源をいかして、観光振興を一層推進するとともに、新たな観光づくりの取組を進めることが求められます。これらの取組を進める上では、景観保全の取組のほか、高齢者を始めとした人にやさしい環境を整備することが望まれます。また、SDGsの持続可能な観光のための取組を推進することにより、将来にわたって観光業を継続していくことが期待されます。

国内外からの観光客の増加に向けては、観光情報の積極的な発信が重要です。インバウンド観光客に向けたPRを強化するとともに、市民や近隣住民に向けた身近な観光資源の認知度アップに取り組むことが求められます。また、観光支援として、あつぎの観光地を応援するファンドの創設を検討することが望まれます。

さらに、観光振興を広く展開していくためには、本市だけではなく、他の自治体と連携して取り組むことが求められます。相模川、大山などをいかした近隣自治体との観光連携を一層推進するとともに、観光資源のつながりによる新たな広域連携を検討することが望まれます。

提言の柱

1 観光資源の活用と創造

- (1) 自然資源を活用した観光振興
- (2) 歴史資源をいかした新たな観光づくり
- (3) 観光資源の創出に向けた環境整備
- (4) 持続可能な観光業の促進(S D G s 目標 8 関連)

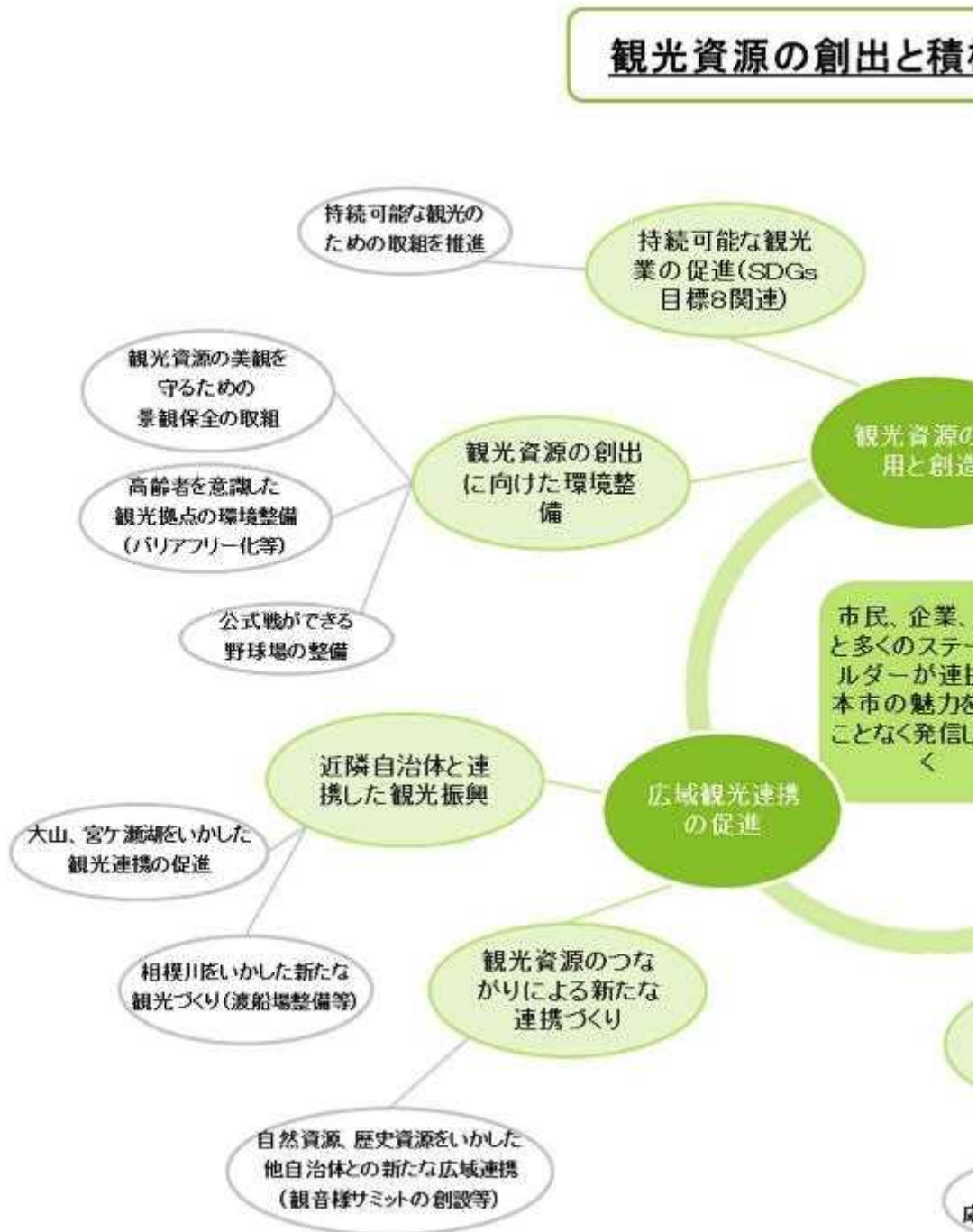
2 観光情報の積極的な発信

- (1) インバウンド観光客に向けた P R の強化
- (2) 身近な観光資源の認知度アップに向けた取組
- (3) あつぎの観光応援ファンドの創設

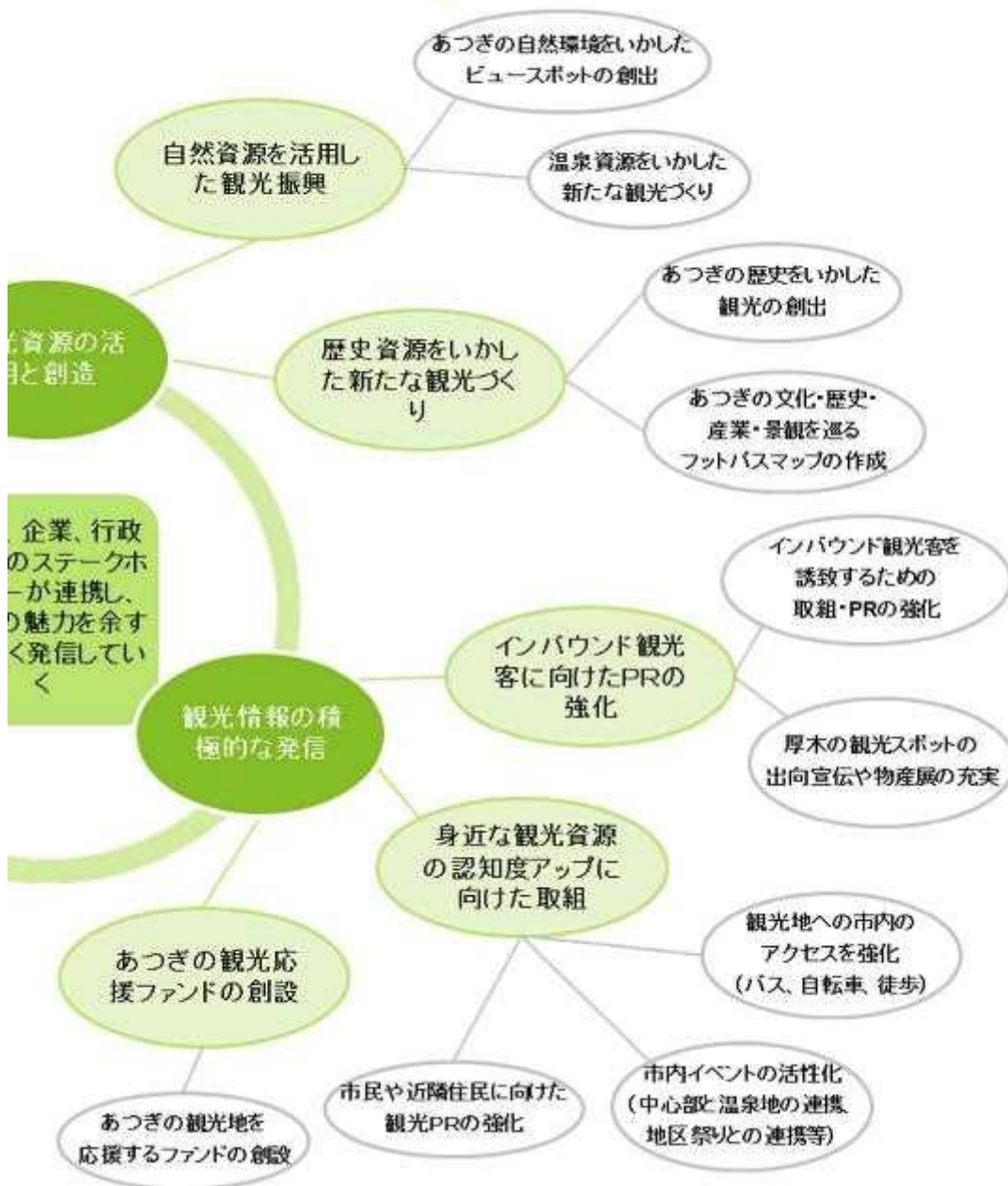
3 広域観光連携の促進

- (1) 近隣自治体と連携した観光振興
- (2) 観光資源のつながりによる新たな連携づくり

検討経過（部会の検討プロセスで示されたキーワードを関連付けた図式）



と積極的な活用の実現



資料編

- ・ 厚木市第10次総合計画市民検討会議規則
- ・ 委員名簿、部会別名簿
- ・ 会議開催記録

厚木市第10次総合計画市民検討会議規則

(設置)

第1条 市民協働により策定する第10次総合計画におけるまちづくりの方向性について検討するため、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号。以下「条例」という。）第2条第2項の規定に基づき、厚木市第10次総合計画市民検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(委員)

第2条 検討会議の委員は、40人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、令和2年4月30日までとする。

(会長)

第4条 検討会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 条例第3条第1項の規定により設置する部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の議事について準用する。

6 条例第3条第2項の規定により、検討会議があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって検討会議の議決とする。

(意見の聴取等)

第7条 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、総合計画主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、令和元年5月1日から施行する。

2 この規則は、令和2年4月30日限り、その効力を失う。

厚木市第10次総合計画市民検討会議委員名簿

任期：令和元年6月27日から令和2年4月30日まで

No.	役職	氏名	関係団体
1	会長	山口 泉	南毛利地区地域づくり推進委員会
2	会長職務代理者	小川 喜道	厚木市大学連携・協働協議会
3	委員	石井 照治	公募による市民
4	委員	門倉 寛乃	公募による市民
5	委員	木下 幸男	公募による市民
6	委員	小泉 清	公募による市民
7	委員	杉山 和男	公募による市民
8	委員	高見澤 加太郎	公募による市民
9	委員	原 明日香	公募による市民
10	委員	細谷 昭	公募による市民
11	委員	菊池 美明	厚木市自治会連絡協議会
12	委員	建部 覚	厚木商工会議所
13	委員	松本 聡	一般社団法人厚木市商店会連合会
14	委員	大矢 和人	厚木市農業協同組合
15	委員	白鳥 佑記	公益社団法人厚木青年会議所
16	委員	石川 信子	国際ソロプチミスト厚木
17	委員	小松 紀久男	厚木市老人クラブ連合会
18	委員	野元 薫	社会福祉法人厚木市社会福祉協議会
19	委員	沢尻 美幸	厚木医療福祉連絡会
20	委員	臼井 基樹	厚木市立小中学校PTA連絡協議会

21	委員	高橋 亘	厚木市保育会
22	委員	難波 忠弘	厚木地区私立幼稚園協会
23	委員	森田 芳朗	厚木市大学連携・協働協議会
24	委員	御手洗 洋蔵	厚木市大学連携・協働協議会
25	委員	石橋 優子	厚木市大学連携・協働協議会
26	委員	鈴木 弘充	厚木市大学連携・協働協議会
27	委員	棗 進	厚木北地区地域づくり推進委員会
28	委員	熊崎 昌司	厚木南地区地域づくり推進委員会
29	委員	大塚 孝夫	依知北地区地域づくり推進委員会
30	委員	星野 一郎	依知南地区地域づくり推進委員会
31	委員	大塚 裕美	睦合北地区地域づくり推進委員会
32	委員	石井 勝巳	睦合南地区地域づくり推進委員会
33	委員	池澤 勝海	睦合西地区地域づくり推進委員会
34	委員	横岩 康平	荻野地区地域づくり推進委員会
35	委員	松本 享一 (令和元年8月24日退任)	小鮎地区地域づくり推進委員会
36	委員	榊本 久夫	南毛利南地区地域づくり推進委員会
37	委員	加藤 隆	玉川地区地域づくり推進委員会
38	委員	畑 民男	森の里地区地域づくり推進委員会
39	委員	野際 芳治	相川地区地域づくり推進委員会
40	委員	笹山 恵一郎	緑ヶ丘地区地域づくり推進委員会

厚木市第10次総合計画市民検討会議部会別名簿

任期：令和元年6月27日から令和2年4月30日まで

①子育て・教育部会

No.	役職	氏名
1	部会長	臼井 基樹
2	部会長 職務代理者	難波 忠弘
3	委員	杉山 和男
4	委員	原 明日香
5	委員	高橋 亘
6	委員	石橋 優子
7	委員	鈴木 弘充
8	委員	熊崎 昌司
9	委員	山口 泉
10	委員	畑 民男

③産業・まちづくり部会

No.	役職	氏名
1	部会長	森田 芳朗
2	部会長 職務代理者	細谷 昭
3	委員	門倉 寛乃
4	委員	菊池 美明
5	委員	建部 覚
6	委員	松本 聡
7	委員	棗 進
8	委員	大塚 孝夫
9	委員	石井 勝巳
10	委員	松本 享一 (令和元年8月24日退任)

②福祉・保健部会

No.	役職	氏名
1	部会長	木下 幸男
2	部会長 職務代理者	沢尻 美幸
3	委員	高見澤 加太郎
4	委員	小松 紀久男
5	委員	野元 薫
6	委員	小川 喜道
7	委員	大塚 裕美
8	委員	横岩 康平
9	委員	榎本 久夫
10	委員	笹山 恵一郎

④環境・河川部会

No.	役職	氏名
1	部会長	御手洗 洋蔵
2	部会長 職務代理者	池澤 勝海
3	委員	石井 照治
4	委員	小泉 清
5	委員	大矢 和人
6	委員	白鳥 佑記
7	委員	石川 信子
8	委員	星野 一郎
9	委員	加藤 隆
10	委員	野際 芳治

会議開催記録

市民検討会議

委嘱式及び第1回会議 令和元年6月27日（木）

〈厚木市第10次総合計画市民検討会議委員委嘱式〉

1 委嘱状交付

〈厚木市第10次総合計画市民検討会議第1回会議〉

- 1 会長及び会長職務代理者の選出について
- 2 第10次厚木市総合計画の策定について
- 3 会議の進め方について

第2回会議 令和元年12月20日（金）

- 1 厚木市第10次総合計画市民検討会議提言書（案）について

部会長会議 令和元年12月12日（木）

- 1 厚木市第10次総合計画市民検討会議提言書の構成について
- 2 各部会における検討結果の共有について
- 3 総論について

子育て・教育部会

第1回 令和元年8月1日（木）

- 1 部会の進め方について
- 2 子育て・教育分野に関する現状について
- 3 「未来志向型思考フレーム」について
- 4 ワークショップ演習

第2回 令和元年8月29日（木）

- 1 委員からの提案
- 2 2032年の理想的な厚木の姿について
 - (1) 2032年の「最高」な厚木の姿を考える
 - (2) 2032年の「最低」な厚木の姿を考える
 - (3) 「2032年の理想的な厚木の姿」を実現するための重要なテーマを考える

第3回 令和元年9月12日（木）

- 1 「2032年の理想的な厚木の姿」を実現するための重要なテーマを考える
- 2 テーマに応じた施策の方向性の検討

第4回 令和元年10月3日（木）

- 1 テーマに応じた施策の方向性の検討
「どうすれば子どもが希望を持つまちにすることができるか？」
- 2 生涯学習、文化、スポーツ分野の検討テーマについて

第5回 令和元年10月17日（木）

- 1 各委員が考える子育て・教育について
- 2 テーマに応じた施策の方向性の検討
「どうすれば一人ひとりに合わせた最高の教育があるまちにすることができるか？」
- 3 生涯学習、文化、スポーツ分野の検討テーマについて

第6回 令和元年11月14日（木）

- 1 テーマに応じた施策の方向性の検討
「どうすれば本物と出会えるまちにすることができるか？」

第7回 令和元年11月28日（木）

- 1 厚木市将来のためのまちづくり屋チーム子育て・教育部会の検討状況について
- 2 検討テーマにおける施策の方向性について

福祉・保健部会

第1回 令和元年7月31日（水）

- 1 部会の進め方について
- 2 「未来志向型思考フレーム」について
（「未来に向けて何をすべきか」を考える方法）
- 3 福祉・保健分野に関する現状について
- 4 ワークショップ演習

第2回 令和元年8月19日（月）

- 1 スケジュールについて
- 2 2032年の厚木について
- 3 検討テーマについて

第3回 令和元年9月10日（火）

- 1 検討テーマ
「どうすれば人づきあい、居場所が確保されたまちができるか？」

第4回 令和元年9月30日（月）

- 1 検討テーマ
「どうすれば福祉の担い手が確保されているまちができるか？」

第5回 令和元年10月7日（月）

- 1 検討テーマ
「どうすれば予防医療が進んだまちができるか？」

第6回 令和元年10月28日（月）

- 1 検討テーマ
「どうすれば誰もが安心して暮らせるまちができるか？」

第7回 令和元年11月25日（月）

- 1 4つのテーマのまとめ
- 2 厚木市将来のためのまちづくり屋チーム福祉・保健部会における議論の共有

産業・まちづくり部会

第1回 令和元年8月1日（木）

- 1 部会の進め方について
- 2 「未来志向型思考フレーム」について
（「未来に向けて何をすべきか」を考える方法）
- 3 産業・まちづくり分野に関する現状について
- 4 ワークショップ演習

第2回 日時 令和元年9月19日（木）

- 1 2032年の厚木について
 - (1) 産業・まちづくり部会の検討テーマについて
 - (2) 2032年の「理想的な厚木の姿」を考える（ワーク）
- 2 検討テーマについて
 - (1) 2032年の「理想的な厚木の姿」を実現するために重要なテーマを考える

第3回 令和元年10月2日（水）

- 1 産業分野における検討テーマ及び施策の方向性について

第4回 令和元年10月17日（木）

- 1 都市分野（道路・交通分野）における検討テーマ及び施策の方向性について

第5回 令和元年10月30日（水）

- 1 都市分野及び道路・交通分野における施策の方向性について

第6回 令和元年11月7日（木）

- 1 労働分野における検討テーマ及び施策の方向性について

第7回 令和元年11月21日（木）

- 1 検討テーマにおける施策の方向性について（まとめ）
（産業、都市、労働、道路・交通分野）

環境・河川部会

第1回 令和元年7月31日（水）

- 1 会議のスケジュール
- 2 環境・河川部門について
- 3 提言書策定に向けて

第2回 令和元年8月27日（火）

- 1 2032年の厚木について
- 2 検討テーマについて

第3回 令和元年9月20日（金）

- 1 テーマに応じた対応策（施策の方向性）の検討
今回のテーマ「温暖化対策と地球にやさしい社会」

第4回 令和元年9月30日（月）

- 1 テーマに応じた対応策（施策の方向性）の検討
今回のテーマ「ごみの減量と市民意識の向上」

第5回 令和元年10月18日（金）

- 1 テーマに応じた対応策（施策の方向性）の検討
今回のテーマ「里山・緑地・農地・河川の利用促進」

第6回 令和元年10月28日（月）

- 1 テーマに応じた対応策（施策の方向性）の検討
今回のテーマ「観光資源の創出と積極的な活用」

第7回 令和元年11月12日（火）

- 1 厚木市将来のためのまちづくり屋チーム（環境・河川部会）の進捗状況について
- 2 環境・河川・観光分野の施策の方向性について

新たな総合計画策定に向けた 提言書

令和元年 12月25日 提言

編集・発行 厚木市第10次総合計画市民検討会議

連絡先 厚木市企画政策課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046) 225-2455 (直通)